

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 ) ( 2 6 . 1 定 )</b>			
日 時	平成 2 6 年 3 月 7 日 ( 金 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、小貫副委員長、秋元・安齋・松田・鈴木・ 酒井・林下・中島各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・教育部両参事、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: right;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安齋委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、成田委員が安齋委員に、高橋委員が松田委員に、上野委員が酒井委員に、齋藤博行委員が林下委員に、北野委員が中島委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

---

○酒井委員

◎小樽のオリンピック選手への対応について

初めに、スポーツ振興についてということで、今年 2 月にオリンピックがありました。明日からはパラリンピックが始まるわけですが、このオリンピックに樽っ子といいたいでしょうか、小樽市の小・中学校を卒業したスノーボードの選手が出場したわけですが、それについては、部長会の皆様、そして市長も対応していただいて、本当にありがたかったというふうに思うわけですが、一つ要望といいたいでしょうか、感じたことがありましたので話をさせていただきたいと思います。

北海道から数名、このオリンピックに出場したわけですが、他都市のホームページを見ますと、役所の前に垂れ幕があったりなど、まち全体で何か応援していた雰囲気が伝わってきたのですが、小樽市としては、この垂れ幕ですとか、こういうものは、今回、時間もなかったのも、なかなか対応ができなかったのかなというふうに思うのですけれども、今後、これからの部分も含めて、やはりせつかく 4 年に 1 回あるこのオリンピックに、例えば小樽から今回みたいに出場する選手に対して、そういう対応といいたいでしょうか、まちを挙げた応援という部分で何かできないのかと思いますが、それについて何かあればお願いしたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○（総務）秘書課長

今、委員から御質問がございましたオリンピックに参加する選手への対応ということでございますけれども、このたび子出藤選手が参加されたということで、これに対しまして、ぜひ応援をしたいという意味から、今回につきまして、今後、そういう方への対応ということで、部長会等の親睦会におきましてオリンピック等日本代表選手に係る取扱いという内規を設けまして、金銭等の贈呈を行い、応援をするという方針を今回つくったところでございます。

今後につきましても、そういう中で応援をしていきたいということを考えている次第でございます。

○酒井委員

規定を設けていただいてということで、今回の子出藤選手についても本当にありがたかったと思います。

もう一つ、答弁をいただきたいと思ったのですが、まちを挙げてといいたいでしょうか、先ほど、一つの例として垂れ幕があったりですとか、そういう部分についても、やはり対応していただきたいという要望ですけれども、それについてはどうでしょうか。

○（総務）総務課長

このたびの子出藤選手の出場に当たりましては、今回、ホームページでも御紹介をさせていただいたところであり、

今後につきましても、ホームページを活用するほか、垂れ幕はなかなか難しいものがあると思っていますのだけれども、必要なPRということで、庁内に何らかの応援の広告といたしますか、そういうものを掲載させていただいて、その上で応援という形をとらせていただければというふうに思っております。

#### ○酒井委員

今回についても、何回も言いますけれども、対応していただいたことについては深く感謝を申し述べたいと思います。

それから、聞くところによりますと、今までオリンピックに出た選手に対して、何もなかったと言ったら変ですけども、なかなかこういうことがなされていなかったというふうにお聞きしております。これからまた、子出藤選手もまた4年後に出場する可能性もありますし、未来の子供たちがオリンピックに向かっていろいろ頑張っている姿もありますので、こういう機会があったときには、ぜひまちを挙げてといいたいでしょうか、そういう雰囲気づくりというのもお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### ◎消火栓や防火水槽の設置の進捗状況について

それでは、二つ目の消火栓についてお聞きしたいと思います。

予算説明書の中で、消火栓整備事業費ということで195万円、それから消火栓維持費等ということで約1,400万円ついております。

この消火栓につきましては、設置が水道局で、その規程は消防本部ということになっていると思うのですが、この消火栓設置の進捗状況というのでしょうか、設置率をお聞きしたいと思います。

#### ○（消防）警防課長

消防水利についてでありますけれども、消防水利につきましては、消防水利の基準によりまして、例えば、住宅地であれば170メートル間隔で設置するなどの基準が設けられておりまして、現在、市内の消防水利は、消火栓1,567基、防火水槽124基、全部で1,691基設置しております。

本市におきましては、本来、1,718基の消防水利が必要でありますけれども、それに対しまして現在、充足率は97.7パーセントとなっております。100パーセントになるためには、あと27か所の地域に消火栓又は防火水槽の消防水利の設置が必要と考えております。

#### ○酒井委員

97.7パーセントということで、非常に高い設置率になっているかと思えます。

ちなみに、今回ついている消火栓整備事業費195万円というのは、これは何基分になるのでしょうか。

#### ○（消防）警防課長

消火栓1基分の予算になっております。

#### ○酒井委員

消火栓1基分ということで理解しました。

銭函地区の話になって申しわけないのですが、正月に、消防団で消火栓の除雪をしたときに、ちょっと偏っているのではないかという印象があった地区がありました。桂岡町で言いますと、密集地で整備もされている印象があったのですが、銭函の下のほう、2丁目ですとか3丁目にちょっと少ないのではないかという印象もありまして、それから消防団からも、あの地区は消火栓まで離れているというお話もあったのですが、数字を見ると97.7パーセントということで、非常に高い設置率にはなっているとは思いますが、設置されていないとか、そういう部分も確かに残っておりますので、こういう部分、優先順位もあるかと思えますが、市民の財産を守るという意味でもやはり必要な部分だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、防火水槽のほうを設置するのに費用がかかるかと思うのですが、防火水槽を1基設置するのにどれぐらいの費用がかかるのか、お聞かせいただけますか。

○（消防）警防課長

防火水槽の設置費用でありますけれども、場所にもよりますが、1,000万円から1,200万円ほどかかるというふうに聞いております。

○酒井委員

ちなみに、これもまた銭函地区の話になって申しわけないのですが、桂岡町の奥の地区ですとか、水道管が入っていない地区もあるわけでありまして。そういう地区の住民の皆様のこととも考えますと、やはり費用がかかるといえども設置しなければいけないというふうに思いますので、確にお金のかかる話なので、あと27基で100パーセントという話ですが、一気にやるのはなかなか難しいと思いますけれども、やはり優先順位、優先度の高い部分から進めていただきたいと思いますので、これについてもお願いしたいと思います。

◎風力発電事業の進捗状況について

最後に、風力発電について少し確認をさせていただきたいと思います。

先日、3月2日だったでしょうか、石狩市で、風力発電の説明会ということで、これは北海道新聞の記事にも載っていました。その記事の中によりますと、平成27年度には着工したいという部分も書かれておりました。この部分を含めまして、その他の風力発電の事業についても、進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室山本主幹

小樽市における風力発電の事業者の進捗状況でございますけれども、全部で四つの事業者で、今、計画されてございます。

一つ目が、銭函風力開発株式会社で計画されています、海岸線に2,000キロワットの風力発電機を15基建てていきたいという計画でございますけれども、こちらにつきましては、本年3月に環境アセスメントの評価書という最終的な評価書を完成させたいという話でございましたけれども、若干遅れるということで報告を受けてございます。着手予定につきましては、平成26年度中か、若しくは27年度になるということでも聞いてございます。

続きまして、二つ目の、先ほど酒井委員のお話にありましたエコ・パワー株式会社でございますけれども、先週、環境アセスメントの準備書について、縦覧は今行っていますけれども、その説明会を行っております。この後、最終的に国から、この準備書について勧告というものが出されますので、その勧告に基づいてまた再度、再調査があるかどうか、再検討しなければならない部分があれば、その辺をまた再度検討しまして環境アセスメントを進めていくと。事業者といたしましては、27年度には着手していきたいという状況でございました。

それと、三つ目の株式会社市民風力発電でございますけれども、こちらにつきましては、小樽市と石狩市、両市にまたがる石狩湾新港地域の陸上で、2,000キロワットの風車を10基計画してございます。今、環境アセスメントの方法書に対して国から勧告を受けていまして、それに基づいて現地の調査を行っております。ただ、具体的な基数だとか、位置だとか、その辺についてはまだ検討中ということで報告を受けているところでございます。

それと、四つ目の株式会社グリーンパワーインベストメントでございますけれども、こちらについては洋上風力を検討してございまして、最大で2,500キロワットの風車を40基ほど建てていきたいという計画でございます。こちらについては、現在、環境アセスメントの手続を行っていまして、現地の調査等を行っているのですけれども、この設置予定場所が石狩湾新港の港湾区域でございますので、今、石狩湾新港管理組合が、今後、事業者の公募を行いたいとしていることから、この状況を注視しながら、環境アセスメントも進めていきたいということでございます。

○酒井委員

当初、平成20年くらいだったでしょうか、そのあたりから風力発電の話が進んできて、私が以前、一般質問を行ったときには26年度には着工という話がありまして、そこからまた少し遅れ気味になっているということなかなか進んでいかないという印象と、それから、この間の北海道新聞の記事だけを読みますと、27年度には着工し

たいという事業者もいらっしゃいました。いろいろ調べていくと、なかなか環境アセスメントの部分もそうですが、手続上、すごく大変な部分もあるというふうに聞いております。

小樽市としてできることがあれば、ぜひ協力、連携して、ぜひあの地区に風力発電を設置していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ◎桜小学校教員の事件について

それから、もう一つだけ、要望ということで伝えたいと思います。

例の桜小学校の件で、昨日、保護者とお会いしたところ、やはりさまざまな影響が出ているというお話を聞きました。まずスクールカウンセラーを設置していただいて、昨日も数件ほど相談が入っていたということですが、これは時間がたてばというか、時間がたつにつれて、その影響というのが、形を変えてどんどん違う影響が出てくると思いますので、昨日、各委員からも要望がありましたように、私も強く要望しておきたいと思いますので、その対応をきちんとしていただきたいと思います。これは答弁要りません。要望として伝えておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

---

#### ○鈴木委員

##### ◎消防法違反に対する措置命令について

それでは、消防本部から先に聞かせていただきます。

火災の死亡数がずっとなくて幸いだというふうに思っております。それは本当に消防というか、防火ということをきちんとやられている一つの表れだということで敬意を表するわけであります。

それで、2012年4月に三井化学株式会社岩国大竹工場の爆発事故がありました。そして、昨年ですけれども、三重県四日市市の三菱マテリアル株式会社四日市工場の爆発事故があったということです。

それで、お聞きをしたのですけれども、小樽市で消防法違反、そして改善命令というのが初めて出たということでお聞きをしました。それについて御説明願えますか。

##### ○（消防）予防課長

御指摘の消防法違反に対する措置命令を行った事案ということでございますけれども、この事案につきましては、市内の事業所におきまして、以前から、市町村長の許可を受けずに指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱っているという消防法第10条第1項に該当する違反がありまして、消防本部といたしましても、当該危険物の除去、それから施設の改修など、当該事業所に対して必要な指導を行ってきたところでございます。

しかし、事業所側からは、この違反の是正に向けた積極的な姿勢が示されなかったということもありまして、昨年の11月と12月に措置命令を視野に入れた無通告の立入検査を行い、違反事実の詳細について確認を行いました。この立入検査の結果、危険物の貯蔵及び取扱いの状況が、以前にも増して著しく危険であるということが確認されたことから、措置命令による対応が妥当であると判断し、12月20日に、消防法第16条の6に基づき、危険物の除去及び取扱いを制限する内容の措置命令を行っております。なお、この措置命令の期限は、本年の1月10日を履行期限としておりましたが、1月6日の立入検査におきまして、命令内容の履行が確認されたことから、翌日の7日に命令を解除しております。

現在の状況は、消防法違反が是正されており、本年中に施設の改修を行い、市長の許可を受ける計画となっておりますので、今後につきましては、必要に応じて立入検査などを行い、進捗状況を確認してまいりたいと考えております。

##### ○鈴木委員

私の考え方としては、先ほど工場の爆発事故のことを申し上げましたけれども、やはり危険なものは指導していただきたいということでありまして、今回、初めてそういう措置に踏み込んだということは、大きなことかという

思いがあります。これは命令ということなので、その前に指示や指導、これが再三行われたというふうに思いますけれども、こういった形の重大な、危険な義務違反といいたいまいしょうか、そういう事例は小樽市ではほかにあるのでしょうか。

○（消防）予防課長

ただいま、委員から御指摘のありましたこのたびの事案のように、措置命令をもって対応しなければならないような消防法違反については、現在、消防本部としては把握しておりません。

○鈴木委員

それだけこの事例が重大というか、かなり危険だという御判断だったと思います。

聞くとおるところによりますと、第 1 石油類が、本来貯蔵できる施設ではないところに貯蔵されていたということで、これは私も危険物取扱の免許を持っていますので言いますが、これは薬物というか、要するに中毒ということが職員の方に起こることはないのでしょうか、消防とはちょっと違うとは思いますが、

○（消防）予防課長

当該事業所の危険物の貯蔵に伴いまして、この第 1 石油類、特に酢酸エチルなどが貯蔵されていたわけですが、当然、可燃性蒸気が多量に発生しておりまして、事業所の中には作業に伴う可燃性蒸気が常に存在しているという状況になっております。

当該工場につきましては、必要な換気装置を設置しておりまして、可燃性蒸気を回収し、従業員が作業に伴う、いわゆる中毒症状を伴わないように必要な措置をしており、また、労働基準監督署にも定期的に報告をしております、今言った中毒という事案については特に発症していないと聞いております。

○鈴木委員

このことは、これで最後にお聞きをして終わりますけれども、今回の事例は、そういった形で改善していただくということでよかったと思いますが、これがそうではない場合というか、最終的にどういう手順でどうなるのかということだけ説明していただけますか。

○（消防）予防課長

消防法違反が今回の命令で改善されたように改善されれば、それはいいケースでございますけれども、いわゆる命令に従わなかった場合ということになります、私も職員が立入検査などを行って消防法違反を確認した場合につきましては、違反の内容を記載しました不備事項通知書を相手方に交付し、改善計画書を提出させるなどの行政指導を行っております。また、必要によっては警告も行っております。

しかし、このような行政指導や警告に応じないということが確認された場合につきましては、このたびの事案と同様に、必要な措置命令を発するということになります。この措置命令に従わなかった場合、いわゆる履行期限までに命令内容を履行しない場合につきましては、刑事訴訟法に基づく捜査機関への告発を行うとともに、危険排除を目的とした行政代執行法に基づく代執行について検討が必要と考えております。

○鈴木委員

そういった形にならなくてよかったですし、何といたってそういうことにおいて安全が確保されるということでございますので、今後とも、消防本部の皆さんにはそういったことで御苦労されますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎実物投影機の効果的な活用について

それで次に、代表質問で聞いたことの追加でお聞きをしたいと思います。

教育行政執行方針の中の事業の中に ICT の導入ということで、今回、予算がついておりました。

それで、私は、代表質問の中で、ICT をどうやって教員の皆さんに研修していただくのかということをお聞きしたのですが、そこから一歩進んで、その運用の仕方、その教員の皆さんにどうやってそれをうまく運用していた

だき、そして学力を上げるとか、そういうことも含めて、児童にしっかりそういうことをわかっていただくようにするためにどうするのかというのをお聞きしたのですけれども、研修内容についてお聞きします。

○（教育）指導室主幹

実物投影機については、あくまでも教科授業において、その目標を達成するためのツールの一つであるというふうに考えております。大切なことは、教員がまず授業設計をしっかり行った上で、その実物投影機を使って授業を円滑に進めたり、効果的に授業を展開するために研修ということが必要になるというふうに考えております。

○鈴木委員

そこで懸念されたのが、若い教員とか、キャリアが長い教員といいたいまいしょうか、そういった中には得手不得手ということで、この実物投影機の使い方というのか、例えば、指導室ではこういった形でお使いいただきたいとか、こういう運用の仕方をしてくださいという、その具体的なお話をされるのかというふうに思いますけれども、その点について聞かせていただけますか。

○（教育）指導室主幹

指導室といたしましては、まずこの 1 月 28 日に、高島小学校において、実物投影機を使った研修会を実施しております。その際に、北海道立教育研究所附属情報処理教育センターから講師を招いて、使い方など、具体的な指導の方法について講義を受けております。

また、この 3 月には、来年度からの活用促進を目指して、教職員用の指導資料を作成いたしましたので、それを配付して、より充実した活用に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○鈴木委員

昨年、高島小学校に 3 台、この機械が入ったというふうにお聞きをしています。その学習効果を聞かせていただけますか。

○（教育）総務管理課長

今年度、統合を機に 3 台、既存で 1 台ありましたので、全部で 4 台、高島小学校が持っております。

使い方としましては、各クラス、2 時間 1 枠で、週 2 回程度回ってくる形で使っておりますけれども、例えば、国語では作文用紙の使い方の指導に使うですとか、教科書の何行目かを指示したいときに拡大表示する、あるいはノートの使い方について説明、模範となる例を拡大表示する、あと効果の高い算数につきましては、定規・分度器の当て方、目盛りの見方、はかり方等を拡大表示して、視覚から訴えてわかりやすくすると。それと問題の解き方の練り合い、まとめにおいて、児童のノート等を拡大表示して発表させるとか、そういったことに使っております。学校からは、非常に効果が出ているのではないかと聞いてございます。

○鈴木委員

先ほどおっしゃっていただきましたように、使い方というか、ソフト面が重要でありまして、きちんと使わないと、逆に言うと大きなごみですよね、使い物にならないと。そうですから、本当にうまく使っていただきたい。

それで、先ほどの質問で懸念していたのは、教員全員にこれをしっかりと運用していただきたいと。得手不得手があるから、私は使わないとか、そういうことはもちろんないのだろうとは思いますが、そういうことをお願いしたいということ。

それからもう一点は、2 週に 1 度とか、先ほど聞こえなかったのですけれども、そういう形より、本当はクラスに 1 台というか、いつでも使えるというのが理想だと思うのですけれども、どうしてこういう運用の仕方になるのかということを説明していただけますか。

○（教育）総務管理課長

台数が多いに越したことはないのですけれども、まず、今回につきましては、各学校、持っていない小学校に 1 セット、又は 10 クラス以上の小学校には既存のものを含めて 2 セット当たるように配置いたします。

その中で、先ほど申し上げました教職員の研修等を通じまして、各学校でこれを活用した授業改善の成果などを十分に検証しまして、そして教育委員会としてはほかの施策も多数しておりますし、あと施設整備の関係でも大きな予算を伴うものもたくさん抱えておりますので、その中で優先度を考慮しまして、その後については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

#### ○鈴木委員

わかりました。せっかくの機材でございますし、そういう学習効果があるということが実証されていますので、何とかそれをしっかり使って、小樽市の子供たちの学力もさることながら、好奇心とか、そういうことをしっかり育んでいくように教育をしていただきたいということをお願いいたします。

#### ◎全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

続きまして、教育行政執行方針の中にあつた、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の件に触れられている方がおりました。我が会派の上野議員も触れていたもので、そのことについてお聞きをしたいと思います。

この全国体力テストにつきましては、こちらに平成24年度の資料がありますけれども、小樽市のことではないですが、北海道は、中学校2年男子が44位、それから中学校2年女子が47位、そして小学校5年男子が43位で、小学校5年女子が45位ということで、本当に惨たんたる実情なのですけれども、ここに福井県教育委員会が出した資料があり、24年度、福井県は中学校2年男子が3位、中学校2年女子が2位、小学校5年男子が1位、小学校5年女子が1位になっているのです。それで、こういうことを書いてあります。本県の児童・生徒は、朝食を毎日食べ、睡眠時間が8時間以上という割合が全国より高く、運動部、スポーツ少年団の加入率も高かった。体力を支える生活習慣、運動習慣が運動能力の高さにつながっていると説明したというふうにあります。まさに、教育長がおっしゃった中で、睡眠時間が短いとか、そういうところがあるのでしょうかけれども、ここのこの運動部、スポーツ少年団の加入というところの運動部ですが、ついこの間、どなたか質問されていましたけれども、お金がなくて部活動ができない、そのことも若干はあると思いますが、私は、基本的にはこの部活動は受皿が少ないのではないかという気がするのです。顧問とか、そういう方がなかなか見つからないというのも現状でございまして、この体力の低下を招いたというか、これからつけていくわけですけれども、それには日ごろからやはりスポーツに親しんでいただく、それには中学校では、特にこの部活動というのはかなり重要になってくるのではないかというふうに思います。

それで、部活動の顧問によく聞きますと、本当に仕事が大変なのだ、そういった中で好きでやっていて、そういった中で、なかなか報われないという中でやっていますと。新しい教員や古い教員に部活動を一緒に、ほかの部をやってくださいと言うと、これは自主的な行為ですから断ることもできるわけですから、そういった形でなかなか見つからないということなのですけれども、この部活動を少し盛り上げていくというか、そういうお考えは、この市教委で、どういうお考えがあるのかどうかをお聞かせください。

#### ○（教育）指導室主幹

ただいま、部活動についての御質問がありました。

まず子供たちに部活動に加入してもらおうと、それを促進する活動が必要ではないかというふうに考えております。

一つは、まず魅力ある部活動の運営という点で、今、複数体制で指導者が教えておりますけれども、その体制をより学校全体の組織的なものにして、よりその内容も、子供たちが興味・関心を引くような内容にしていくと、そういうことが大切であろうかというふうに思います。

それから、やはり部活動に入るということは、子供たちの体力向上のみならず、自主性だとか、連帯性だとか、仲間意識を育てるためには大変重要な教育活動だと思っておりますので、やはり教員だとか、それから友達同士からも勧誘とか呼びかけをしながら、より多くの子供たちが部活動に親しんで、そして楽しい中学校生活を送ることが大切だというふうに考えております。

### ○鈴木委員

それで、部活動というのは、今回、体力が低いということが証明されて、どうしてもスポーツ系のお話ばかりになります。私はそういう話だけではないのです。部活動というのは、文化系もありますし、そういった意味では、今おっしゃったグループというか、集団でいろいろなことができたり、磨いたりできるということだったり、個人競技もそれなりに資質を育てるためには必要だというふうに思っています。

その中で、小樽市の部活動に入っている生徒の割合というのはどれぐらいなのですか。

### ○（教育）指導室主幹

平成25年度の中学校の部活動の加入状況についてでございますけれども、運動部活動に加入しているのは、全体の57パーセントとなっております。それから、文化系の部活動に加入している生徒は、18パーセントです。全体を見て、全く加入していない、未加入という生徒は、全体の25パーセント、4分の1ということになっております。

### ○鈴木委員

思ったよりも、部活動、スポーツ部に入っているのが多いなど、もっと少ないかと思ったものですから、ちょっとびっくりしたのですけれども。

それで、平成10年の中学校学習指導要領の改訂で必修のクラブ活動が禁止をされました。それまでは、我々が小さいときは、部活動は必修科目でありまして、文化系、スポーツ系問わず、部活動に必ず入りなさいというお話でした。それが、今、任意ということになりまして、小樽市のこういう体力の件とか、今おっしゃったことに鑑みて、これを必修にすることはもちろんできません、学習指導要領のことを越えてできませんけれども、中学校1年生になったら部活動ぐらいはひとつ入りなさいよというような軽いサジェスションというか、そういうことはしていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

### ○（教育）指導室長

学習指導要領が変わりまして、委員のおっしゃったように、部活動への加入は任意という形になりました。

ただ、この難しさがございまして、部活動と、それと教育課程というこの関連が、今回の学習指導要領の改訂で初めて明らかになったということでございます。その中では、非常に大事だけれども、教育課程外であると。すごく矛盾があって、現場ではすごくやりづらさというのはあります。

私も、長年、部活動を指導してきましたので、盆も暮れもない生活をしていたということもあります。非常に、そのことによって子供たちを含め、指導するほうの負担というのも非常に大きいというのもあります。ただ、実際には、先ほど主幹からも話したとおり、また委員がおっしゃるとおり、この大切さというのもわかっております。

なので、各学校では、新年度になりますと、必ず部活動の加入の新入生向けの説明会みたいなものがあって、ぜひ入ってくださいという呼びかけを中学校でもやっております。でも、なかなか習い事だとか、いろいろなことがあって入れない子供たちも多くなっております。その中でも、何よりもやはりバランスのとれた子供というのを育てていくのが私どもの仕事かというふうに思っていますので、当然、その部活動への加入についても、各学校が新年度、新たに1年生を迎えたときに、そういう呼びかけというのを積極的に進めていただくよう、私どもも話していきたいと思っておりますし、教育委員会としても、確かな学力、そして健やかな体というものを大事にしていかなければならないと思っておりますので、いろいろな機会働きかけをしていきたいと思っております。

### ○鈴木委員

わかりました。

ただ、生徒が生徒を勧誘する、部活動をやってくださいというよりは、中学校1年生が入学したときは、校長から部活動ぐらいやりなさいよというような一言があるのでは、全然違うわけでありまして、そういうことを校長会とかで話していただけないかということでもあります。中学校に入った新入生の心に、校長が言うのだから入らなくてはいけないという思いもあろうかと思うので、そこのところはどうかと思ったわけなのですけれども、それについては

いかがですか。

○(教育)指導室長

これについては、私ども教育委員会としては、新入生に向けてというチラシもつくっており、その中にも書いております。校長会にも、その部分は十分指導してまいりたいと思っています。

○鈴木委員

それで、資料を拾っている中で、先ほど伝えていなかったのですが、「平成20年10月から部活動手当を含む教員特殊業務手当の倍増が行われた。それでも土日4時間で2,400円、時給に換算すればわずか600円の金額であり」というのが20年なのですが、これは現在も続いているのですか。何か変わった点がありましたら、お聞かせいただけますか。

○(教育)指導室長

現在も、変わっておりません。委員のおっしゃるとおりです。

○鈴木委員

体力低下、これは一筋縄ではいかないということはわかります。

ただ、やはり自発的にその当人が体力をつけようと思って動くとは思いませんけれども、何かしらの活動をしているうちに体力がつくということだろうと思いますので、そういう環境をしっかりと整備して、小樽の子供たちの体力が低下すると勉強もなかなかはかどらなかつたりということもあろうかと思しますので、よろしくお願ひしたいということで、終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

○松田委員

◎自治基本条例の推進について

最初に、自治基本条例の推進についてでございます。

本年4月から、いよいよ自治基本条例が施行されるわけですが、その推進ということで、市民の方が理解しやすいリーフレットを作成するなど、新規事業費として70万円が予算計上されておりますが、この70万円の内訳についてお聞かせ願ひたいと思います。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

自治基本条例推進等事業費70万円の内訳ですが、予算額の約半分がリーフレットの作成費用となっております。残り半分につきましては、自治基本条例の周知に係る説明会等の開催経費ということで計上させていただいております。

○松田委員

今、リーフレット代が半分くらいということで、35万円というふうになります。リーフレットの配布というのは、全市民に発行するとしたら、この35万円では足りないという気がしますけれども、これはどういった単位で配布する予定でしょうか。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

リーフレットにつきましては、全戸配布の予定はございません。主に、市民説明会開催時の説明資料ということで活用させていただきたいと思っております。あわせて、まちづくり団体ですとか、町会への配付というのも含めた形で考えてございます。

○松田委員

このリーフレットは、いつごろ発行する予定でしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

リーフレットの発行時期ですけれども、市民説明会をおおむね 6 月から 7 月ぐらいに実施したいというふうに今、進めておりますので、それに間に合う形でリーフレットの作成を完了させたいと思っております。

○松田委員

それで、2 月中旬に、市内 3 か所で市民説明会が行われました。私もそのうちの 1 か所に参加させていただきましたが、天気の状態もありまして、出席人数が五、六人という内容でした。

そこで、この市民説明会のことですけれども、時間帯が平日の 6 時からというのは、たくさんの方に理解してもらうための開催時間としてはもう少し工夫が必要ではないかというふうに思いますが、これについての御見解をお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

松田委員が出席された塩谷の会場の出席者は確かに非常に少なく、6 人の参加でございましたけれども、次回、新年度で予定しております説明会は、先ほど申し上げたとおり 6 月から 7 月、季節的には比較的に出やすい時期ということを考えて、今、予定を立ててございます。

それから、ワークショップにつきましても、秋ごろの開催で、今、考えておりますので、それとあわせて開催時間ですとか、それから開催曜日市民の方がより参加しやすい時間帯なり曜日なりを選んだ形で工夫をしていきたいと考えております。

○松田委員

この自治基本条例は、まちづくりへの市民参加や協働などについて基本的な考え方やルールを定めたものでありますし、一番大事な市民の方に理解してもらわなければ成り立つものではありませんので、今後、周知に向けて御努力をお願いしたいというふうに思います。

◎空き家対策の条例制定について

次に、空き家対策についてお聞きします。

条例化につきまして、さきの本会議では、まともや国の動向を見てからといういつものおりの検討するという御答弁でちょっと落胆していたのですけれども、昨日の予算特別委員会で総務部長より、条例化するためには人員の増員が必要であるが、それがなかなか進んでいかないのだということで、平成 26 年度中には条例化に向けての体制を整えるという御答弁があったと思います。

それで、時期は別として条例化はするという認識でいいのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

昨日の答弁の確認ということで、まず、平成 26 年度中に空き家対策のための組織、体制づくりについて、人事ヒアリングなどを経て検討していきたいと。それから、並行しまして、条例制定についても、できるだけ早い時期に判断していきたいということでした。

○松田委員

ということは、何回もしつこく聞きますが、条例化については未定ということでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

一応、方向性としましては、条例化に向けてということでの検討をしておりますけれども、昨日もお話しさせていただいたのですが、国の比較的に具体的な法案も出るような予定もございますので、それをにらみながら、実際に条例案を出していくかというのは検討していきたいと思っております。

○松田委員

何回も言いますが、条例化につきましては、国の動向を見る前にもう既に条例化になっているところもたくさんございます。

また、今、大雪などにより、雪が落ちてきたりだとか、危険な状況にあることですから、やはりこの条例化に向けては、とにかく国の動向を見るうんぬんよりも、市民の安全ということの観点から、早急に進めていただきたいというふうに思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

**○総務部長**

空き家の問題と申しますか、条例化の問題と申しますか、比較的我々にとりましては新しい行政需要と申しますか、行政課題ということで、正直申し上げまして、その体制というのは十分整ってないわけです。

企画政策室で、先に条例をつくっている自治体に視察に行きましたけれども、やはり現行の体制では、条例があっても条例自体が十分に機能していないということが、今、我々として把握しておりますので、まずその組織を強化する、これは増員ですけれども、組織をきちんと強化した上で条例を施行させていくということが、やはり条例の効果が発揮できるというふうに思っていますので、昨日の答弁と重複いたしますけれども、平成26年度の人事ヒアリング、これは各職場で新年度に向けてどういう人員体制にしたいかということを開く場面ですけれども、そういった場面で人員に対する確認、どこに人を増やすかということは、これは協議していかなければならない。総務課かもしれません、あるいは建設部かもしれません、あるいは生活環境部かもしれません。それがどこかはこれから協議していきたいと思っておりますけれども、そういった体制を整えた上で条例を施行していくということで、条例の効果が発揮できるのではないかと考えております。

条例は、では、いつ施行するかということですが、幾つかパターンがあると思います。組織化と同時に条例を施行させるという方法もあるでしょうし、組織を先行させて条例をつくるという方法もあるでしょうし、その流れにつきましては、今後、組織化とあわせて検討はさせていただきたいというふうには思っているところでございます。まずは、組織を先行させたいというふうには私どもも考えているところでございます。

**○松田委員**

よろしく申し上げます。

それで、空き家台帳というものがあると思うのですけれども、前にお聞きしたところ、危険な空き家が38件あるということで、その危険な空き家に対して台帳をつくっているということですが、現在、空き家台帳に記載されている件数というのは、解体だとか、除却で増減はあると思いますが、ここ二、三年の状況についてお聞かせ願います。

**○（総務）企画政策室安部主幹**

委員からも、38件という件数がありましたけれども、今年度当初は38件でございました。

それから、本年2月1日現在で、台帳に搭載しております件数が33件になっております。

この内訳としましては、所有者によって自主的に除去されたものなどが7件ございまして、7件減っております。それから、新たに危険な空き家となったものが2件ありまして、33件となっております。

**○松田委員**

現在、その33件のうち、所有者が判明しているものは何件ありますでしょうか。

**○（総務）企画政策室安部主幹**

33件のうち、所有者が判明しているものにつきましては、20件でございます。

**○松田委員**

それで、空き家になってから何年たっているかという、そういう経過年数というのはわかりますでしょうか。

**○（総務）企画政策室安部主幹**

経過年数につきましては、主にこの台帳で把握している危険な空き家は、住民の方などからの通報によって把握しておりますので、現にいつから空き家だったかということまでは台帳上、押さえてございません。

○松田委員

それで、この空き家台帳の更新につきましては、危険な空き家が出る都度追加するのか、また更新の仕方についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

空き家台帳の更新につきましては、基本的に年 1 回、時期は特定しておりませんが、消防本部予防課などに協力をいただきながら、搭載している危険な空き家全件について、現地を巡回しまして現況を確認しております。

それから、随時、住民等からの通報ですとか、それから危険な空き家の所有者との交渉などによって動きがあれば、更新している状況です。

○松田委員

それで、2月26日に後志総合振興局で、廃屋・空き家対策セミナーが開催されたというふうに聞いております。小樽市でもこのセミナーに参加していれば、この内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

先月26日に、廃屋・空き家対策セミナーということで開催されまして、本市からは、建設部2名、それから総務部企画政策室1名が参加しております。

このセミナーの内容につきましては、空き家の有効活用策に関する事例紹介としまして、旭川市西神楽にありますNPO法人による空き家を活用したひとり暮らし高齢者の冬季集住の取組ということの紹介がございました。

それから、地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築本部北方建築総合研究所というところによる、市街地の空き家を活用した農山村への住み替えの施策についての研究の報告がございました。

それから、その後に開かれましたパネルディスカッションでは、しりべし空き家バンク制度に関連しまして、古民家のような古い物件の問い合わせがあるのだけれども、古すぎるとリフォーム融資などの制度が非該当となる部分もありまして、利用者にとっての経済的メリットが小さくなってしまふなどの問題があつて、バンク登録の件数の充実というものがなかなか難しい状況にあるということ、それから、今後、このバンク制度について、売買などの成約件数を増やすことに向けて、首都圏も含めた広範囲なPRが必要であるというような話合いがなされたというふうに聞いております。

○松田委員

それで、空き家というと、冬期間に倒壊の危険があるというふうに思われがちですけれども、秋田県大仙市の話によりますと、逆に雪解けになって、その水で柱が腐り、春になってから倒壊するという危険性があるという話も聞きました。そういったことで、どちらにしても空き家については、いち早くこの危険性を回避するためにこの条例制定に向けて進んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

◎避難勧告の発令について

では、次の項目に移させていただきます。

政府は、1月に行われた中央防災会議において、2012年9月以来となる防災基本計画を修正したというふうに聞いております。その改正点の中で、昨年伊豆大島の土石流災害を踏まえて、市町村は避難指示・勧告を出す基準を明確にしろというふうに修正点があつたと聞いております。

そこで、小樽市における避難勧告基準はどのようになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）沢田主幹

小樽市における避難勧告の発令基準でございますけれども、小樽市地域防災計画第4章災害予防計画の中、第1節重要警戒区域及び整備計画の中で、土砂災害警戒区域等における特記事項という部分で、避難勧告・避難指示の発令及び伝達ということで、「避難勧告・避難指示の発令は、「土砂災害警戒情報」のほか、気象・雨量情報、防災情報提供システムによる情報、過去の土砂災害発生状況、土砂災害の予兆現象、周辺地域での発生状況等を総合

的に分析した上で判断する」ことになってございます。

土砂災害警戒区域、今まででありますと、第 4 節避難救出計画の中で、「警報等が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき」「河川が氾濫し、被害が予想されるとき」「崖くずれの危険が予想されるとき」「その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき」などとなっております。

また、地震におきましては、第 20 節地震災害対策計画の中で、「津波警報、大津波警報が発表されたときは、ただちに津波・高潮警戒区域の住民及び滞在者に対して避難勧告を発令する」という基準になってございます。

#### ○松田委員

この避難勧告の基準が出た背景には、昨年の伊豆大島の警戒情報が出たのに防災無線で町が避難勧告をしなかったということで大きな災害になったということから、この基準を設けるようになったというふうに聞いております。

最近は、雨や雪など、天候異常による被害が目立っております。また、小樽市にはひとり暮らしの高齢者の方もおりますので、少しでも犠牲者が出ないように、基準に沿って明確に避難勧告等をしていただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

#### ◎学校給食センターについて

次に、学校給食センターについてお聞きいたします。

昨年 8 月より供用開始された学校給食センターですけれども、この給食センターは、新光とオタモイの共同調理場の老朽化に伴い、統合する形で新設されました。そのときの懸念事項として、2 か所を 1 か所に統合することで、今までより配送に時間がかかるため、調理してから給食をとるまでの時間が余計にかかるのではないかとというような懸念があったというふうに聞いております。一応の決まりでは、調理してから食べるまでの時間というのは、2 時間というふうに言われているようですが、この新しい学校給食センターにおける配送体制についてお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（教育）学校給食センター副所長

給食センターにおける給食の配送体制でございますが、現在、一番遠い学校である銭函中学校で、午前 11 時 10 分にセンターを出発し、給食は学校に 11 時 45 分に到着しております。

また、一番近い学校は、奥沢小学校でございますけれども、ほかの学校を経由していきますので、午前 10 時 50 分にセンターを出発して、11 時 15 分に学校に到着しております。

#### ○松田委員

それで、配送というのは、何台で行っているのでしょうか。

前に聞いたときは、11 台というような内容を聞いたことがあるのですが、この学校給食センターについては、配送は変わりましたでしょうか。

#### ○（教育）学校給食センター副所長

車両の体制については、11 台、12 系統で運行しております。

#### ○松田委員

今年は例年になく大雪の日が多くて、道路事情によっては先ほどの時間、予定時間に遅れが出ないように、夏季と冬季では配送時間等に工夫があるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○（教育）学校給食センター副所長

給食センターの供用開始以降、一部、配送の系統で、学校に到着する時間に余裕の少ないところがありましたので、雪が降る前に配送経路の一部組替えを行いまして、現在では、冬期間でも時間どおりに配送を行っております。

○松田委員

それで、配送と同時に、食べ終わったときの給食容器の回収もあると思いますけれども、給食センターに戻ってくる最終時間というのは、どのようになっておりますでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

配送に出ました車両が、順次、回収を行っております、最終便では、午後 2 時30分にセンターに到着しております。

○松田委員

この給食センターにつきましては、同一の汚染食材の大量使用による大規模食中毒が起こった場合のリスク軽減のために、学校ごとに毎日 2 種類の献立を用意するというふう聞いております。それによって献立時間が変わってくると思いますが、配送時間にこの 2 種類ということでの影響というのはないでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

A・B 献立、それぞれにおいて調理のラインをきちんと分けて作業を行っておりますので、配送時間に影響というのはいりません。

○松田委員

以前の会議録を見ますと、1 か所で 7,000 食以上の調理をする共同調理場というのは、小樽市を含めて道内で 3 か所、全国でも 100 か所にも満たないというふう聞いておりますけれども、この統合前と統合後での見えてきた課題というのがありますでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

統合を検討した当初より、2 献立ということで、大規模になることによる弊害を少なくするよう計画いたしましたので、統合して大規模施設になったからといって、課題等は、現在ございません。

また、今後とも、安全管理に努めて給食提供を進めてまいりたいと思います。

○松田委員

それで、今年インフルエンザなどが流行して、急に学級閉鎖などが起こった場合、給食というのはどういうふうになっておりますでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

学級閉鎖などの連絡を受けた当日は、当然、給食調理をとめることはできませんけれども、連絡を受けたら、こういった緊急事態の場合は、2 日目以降、給食をとめる対応をしております。

○松田委員

新学校給食センターは、食育の普及・啓発を行うため、調理作業や見学できるスペースを設置したというふう聞いておりますけれども、他都市からの視察、また保護者などの見学など、この見学スペースについての利用状況はどのようになっておりますでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

現在の見学スペース、また施設の見学の状況ですが、児童・生徒の方の見学が 7 回、保護者の方の見学が 3 回、教職員の方の見学が 3 回、それから一般の団体の方が 2 回、それから他都市の視察が 5 回ということで、合計 20 回の見学をいただいております。

なお、本年 8 月 7 日、8 日、北海道学校給食研究大会というものを小樽市民会館で開催を予定しております。その際は、全道から学校給食の関係者、教職員の方々が集いますので、その際、給食センターを見学していただく予定でございます。

○松田委員

ともあれ、給食というのは、子供たちにとっても楽しいひとときです。おいしく、安全な給食提供のため、今後

さらなる努力をお願いしたいというふうに思います。

◎「小樽イングリッシュキャンプ」について

では、次に、新規重点事業である、「小樽イングリッシュキャンプ」についてお聞きします。

この参加対象は、小学校 5、6 年生、中学生、各 20 名というふうになっておりますけれども、この参加対象者については、公募するのか、若しくは学校からの推薦なのか、人選はどのようにして決めるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室主幹

「小樽イングリッシュキャンプ」の参加者についてですけれども、参加者は公募をいたします。

それから、どういう子供たちがということですが、まずやはり英語に対して意欲的な子供たちであることは、これは大前提でございます。それから、やはり小・中学生がグループになって学習するという場面もございますので、まず小学生につきましては英語検定 5 級程度の力を、それから中学生につきましては英語検定 4 級程度、でもこれはあくまで目安でございますので、この資格を持っていないからといって参加できないということではございません。あくまで目安でございます。

○松田委員

この「小樽イングリッシュキャンプ」について、もう日程というのは決まっているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

日程は、8 月 7 日から 8 日まで、1 泊 2 日の日程で実施いたします。

○松田委員

それで、この内容を見ますと、2 日目には外国人観光客へ観光案内をするということですが、案内をするということから考えると、事前に予備知識として小樽観光の勉強はするのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

英語で観光案内ということですので、より詳しいものはなかなか難しいかというふうに思います。

まず大事なことは、英語で外国人に話しかける、そして自分でコミュニケーションをとるという、そういう体験が大事であるというふうに思っております。指導者としてユネスコ協会の会員や ALT などがつきますので、その方々から指導を受けながら、リハーサルタイムの時間をより多くとりながら、子供たちが自信を持って語りかけるような、そのような取組にしていきたいというふうに思っております。

○松田委員

それで、この案内する外国人観光客というのは、ツアーか、若しくは個人観光客なのか、案内する観光客は事前に決めておくのでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

今年度、オタル・イングリッシュ・デイということで、同じような活動を行いました。そのときも、実際に相手は決めておりません。見知らぬ人、話しかけたことのない人に話しかけるという体験が大切であるというふうに思っておりますし、それから英語圏の外国人だけではなくて、アジア系の外国人の方々も英語を、結構堪能な方が多いので、そういう方々も含めて、より多くの人たちとの交流ができればというふうに思っております。

○松田委員

当初、英語ということなので、欧米人を考えていたのですが、小樽市は東南アジアからの観光客も多いということで、国際感覚を育むということで、中国語や韓国語なども必要かというふうに思いましたけれども、今後の取組として、そういういったことも今後の課題として考えていただければというふうに思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

この取組は、やはり学校教育との関連の下で進めていきたいというふうに思っております。小学校の外国語活動も英語で行われています。中学校も、英語による学習が行われていますので、その発展という部分で考えていきますと、やはり英語によるこういうコミュニケーション能力の育成というところで進んでいきたいというふうに考えております。

○松田委員

よろしく申し上げます。

◎スクール・ライブラリー便について

最後の質問になりますけれども、図書館利用促進としてということで、スクール・ライブラリー便事業が、今年度から本格的に始まるということで、予算100万円が計上されております。

説明によれば、学校からリクエストのあった本を市立図書館で購入するというふうになっておりますけれども、このリクエストというのは、子供たちからのリクエストでしょうか。

○（教育）図書館長

スクール・ライブラリー便の選定につきましては、図書館と学校図書館協議会と相談し、協力して選んでいきたいと思っております。

本の貸出しについてのリクエストは、基本的に児童・生徒のリクエストに応じてまいります。

○松田委員

それでは、2か月を貸出し期間というふうに決めているようではございますけれども、この2か月というのはどういった基準で決めているのでしょうか。

○（教育）図書館長

この事業は、平成24年度からのモデル事業でございまして、花園小学校、松ヶ枝中学校の2校で、2年間試行してまいりました。

当初、2か月で開始しましたが、その期間について長いのか短いのか、あるいはちょうどいいのか、そのモデル校2校と相談しましたが、2か月が妥当な期間というお答えをいただきましたので、26年度からは、2か月間で本格実施する予定でございます。

○松田委員

それで、このスクール・ライブラリー便は、図書館の利用促進ということでの事業だというふうに聞いておりますけれども、各自治体においても、図書館の利用促進を図るため、地域の特徴を生かした取組が行われているようであります。

その一つの例として、図書通帳というのをつくって、要するに通帳形式で、何月何日どんな本を、何冊読んだかという、調べましたら、こういう預金通帳みたいな形でやっているところが五、六か所あるように聞いております。それで、すごくこの図書通帳が利用促進を図る上で有効な効果を生んでいるように聞いておりますが、小樽市としても、こういった導入については考えておりますでしょうか。

○（教育）図書館長

現在の図書館の電算システムに、この読書通帳については組み込まれておりませんので、すぐに導入とはならないと思っておりますが、ただ、昨年、子供向けの読書記録「小樽っ子ノート」を作成して大変喜ばれております。それを見た一般の方からも、一般向けの読書記録ノートをつくってほしいとの要望が多数寄せられておりますので、新年度は、大人向けの読書記録ノートを作成してまいりたいと考えております。

○松田委員

先ほど言いました読書通帳についてですけれども、あるところでは、子供たちには無料で配付して、希望する大

人については有料で配付しているという、そういった取組もしているというところも聞いております。そういったことで、今後の研究課題として考えていただければというふうに思います。

○秋元委員

◎空き家条例の制定について

松田委員の質問の確認をさせていただきたいと思うのですが、まず、空き家の対策条例といいますか、空き家条例というのは、つくる方向で考えているということによろしいのですね。

○総務部長

はい、策定することで考えております。

○秋元委員

それで、先ほど、国が法案を提出予定だというお話があり、それを待つというか、それを受けてというお話でしたけれども、例えば、今、空き家の条例を運営している市なり町なりありますけれども、その内容など何か大幅に変わるようなことが想定されているのか、そのような情報というか、そういうものはあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

私の知る限りでは、法律ができることによって、これまで制定してきた条例を直さなければならないですとか、変えなければならないというようなことは聞いておりません。

私が申し上げたのは、法案の中身の規定につきましても、他都市でつくっている条例で規定していることがほぼ盛り込まれているものですから、そういった方向も考えられるのではないかとということで、あわせて動向を見ていきたいという答弁をさせていただいたところです。

○秋元委員

それで、我が党としても、以前から、空き家の質問はさせていただいていますし、松田委員もずっと条例の質問もさせていただいていたのですが、結構時間がかかっているなというふうに感じていまして、先ほど総務部長からも、人員なり組織の体制をまず整えるというお話がありました。たぶん、企画政策室だけではなくて、例えば建設部ですとか、消防本部などもかかわってくるのかというふうにするので、人員の体制を整えるということで、この運用に当たって何人ぐらい人員を配置する考えなのか、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長

具体的にはまだ考えておりませんが、既に条例をつくって動いている自治体がありますが、そういったところがどういう体制でやっていて、多いのか少ないのか、そういったことも含めながら今後考えていきたいというふうに思っておりますので、今、何人になるかということは答えられませんけれども、少なくとも現行体制では難しいという認識をしておりますので、新たに人員を配置した上で条例の推進を図っていききたいと、こういうふうを考えているところでございます。

○秋元委員

それで、国の法案の成立もあるのでしょうか、私としては、先ほど、組織体制も整えて運用していくというお話がありましたが、まずは、国の動向ももちろんそうなのでしょうけれども、まずは小樽市として地域の実情に合った検討をして、それに合わせて、法案が提出された時点で、整合性なども踏まえて検討していくという方向もあるでしょうし、例えば、その法案が提出されて、成立してから初めて議論されるのか、それともある程度、素案としての中身を議論して整えていくのかでは、たぶん条例が制定されるまでの時間的にもタイムラグが出るだろうというふうにするので、その辺はいかがですか。

○総務部長

現実的には、法案がない中で、条例を制定している自治体がありますから、必ずしもその法案を待つと

いうことは、基本的には遅らせていく理由にはならないというふうに思っているのです。

ですから、条例は条例でできるだけ早めに制定をしておいて、法令が出た時点で修正なり改定を加えていくということではできないわけではありませんから、我々としては、できるだけ速やかに制定をしていく方向で考えておりますので、あまり法令にはかかわらないで、とりあえず前には進めていきたいというふうに考えております。

#### ○秋元委員

最後になりますけれども、もう一回確認させていただきます。小樽市が条例制定に向けてまずは越えなければならないハードル、それは人員運用体制の問題もあるというお話でしたけれども、そのほかに条例制定までに越えなければならないハードルというのは、どういう問題があるのか、もう一度整理してお聞かせいただけますか。

#### ○（総務）企画政策室長

昨年の段階でもいろいろと庁内で議論をしているのですけれども、課題として挙げられるのは、実際に有効な空き家対策を実施していく上で、危険度の判定とか、実際の手続、所有者の確認など、どういう形でやるのか、やはりその辺を整理していかないと、条例をつくっても、なかなか実際に条例をうまく運用していくことがかなり難しいのではないかと、そういう課題も昨年あったものですから、平成25年度1年間をかけた上で、いろいろ他都市の状況も調べながら、その辺の整理をした段階です。

本会議でも答えさせていただいていますけれども、そういう危険家屋の認定の基準とか判定の仕方とか、それから所有者が特定できない場合どういうふうにするかというのは、ある程度整理できましたので、今後できるだけ早めにその対策を、もう一つの大きな課題としては、今お話ししている組織体制の部分も含めて進めていきたいというふうに考えているところです。

#### ○秋元委員

わかりました。

私たちの党の議員も、他市で中心になって空き家条例をつくっている動きもありますので、また具体的に提案をさせていただいて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

#### ○林下委員

##### ◎市民税増収の根拠について

私からは、市民税が増収になったことについて1点質問したいと思います。私は、さきの定例会でも、アベノミクスの効果と法人市民税などの税収の見通しについて質問をいたしましたけれども、当時は大変厳しい見方で、法人市民税も減収になるという受止めをしておりました。

今回の予算では、一転して、率で9.5パーセント、額で1億1,760万円の増額ということで、税収が増えることは非常に歓迎すべきことではありますけれども、これまでの見通しが一転したということには、相当な根拠や確信があつてのことだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

#### ○（財政）税務長

委員からございました昨年の第4回定例会の関係ですけれども、その質疑の中では、前提としまして、平成24年度の決算と比較した場合、どうかということでお話ししてございます。その中では、24年度に比べると、決算見込みとして減少はあるだろうというふうにはお答えしております。

実質、今回も、第1回定例会で25年度の決算見込みを踏まえて補正はしてございますけれども、それでも24年度の決算に比べれば、税額そのものは下がっております。

ただ、現状、今回の新年度予算の見込みの中では、昨年10月、11月までの調定の状況を見極めながら今後の動向

を見込んだ、その中では、昨年度の予算と比べるとこのような増額になるという、そういう状況で判断してごさいます。

#### ○林下委員

根拠といっても、具体的な企業名だとか、そういうことは答弁できないだろうというふうに思いますけれども、こうした増収になる見込みというのですか、例えば、公共事業の受注が大幅に増えている建設業だとか、あるいは円安効果が反映した観光関連の企業などのアベノミクス効果というのが反映されたものかどうかというところについては、いかがでしょうか。

#### ○（財政）税務長

公共工事の発注が増えている、また、言われているアベノミクスの効果うんぬんというお話ですけれども、現状では正直なところはわからないとしか答弁できません。

恐らく、市内の企業の動向と小樽市以外の企業の動向によって、当然違いはあるのですが、現在の予算を見込んでいる中では、そこまで詳細に分析をした上で予算編成という形をとっておりませんので、それは今後、平成 25 年度の例えば決算が出た段階で、どういう影響があったのかというのは検証しなければならないと思っておりますけれども、現状ではそこまでの影響については答えられないということで、御容赦いただければと思います。

#### ○林下委員

専門家の皆さんは、いろいろな角度から検討されての結果だというふうには理解しているのですが、私は、市税収入全体で見ますと、820 万円ほど、率にして 0.1 パーセント増えています、どうしてこれしか増えていないのに、地方交付税が 4 億 5,000 万円減収になるという見込み、あるいは臨時財政対策債についても、1 億円も減るといふふうになっています。合計すれば 5 億 5,000 万円も減るわけですから、私は、地方自治体の一般財源を補うのが国の交付税だろうというふうに今までずっと思ってきたのですが、それにしても、それにしても、それにしても、それにしても、それにしても、どうしてそこまで交付税を減額すると国は判断できるのだろうと、その根拠は何だろうというところが、どうも理解できないのですが、その点についてはどのような受止め方をされているのでしょうか。

#### ○（財政）財政課長

交付税と、市税の関係につきましては、本会議でも市長から述べさせていただいておりますけれども、あくまでも地方財政計画というのは、都道府県を含めた形の積算になっておりまして、そういう意味では実際の市町村の部分と、あと都道府県の部分でまず数字の違いが出てくるというのが一つございます。

あと、地方全体としては、国は税収が伸びるという形で見えておりますけれども、私も小樽市については、先ほど委員がおっしゃったように、八百数十万円しか伸びないという形になっております。

ただ、地方交付税としては、国の予算全体の中で総額は伸びておりませんので、本市の税収が仮にちょっとしか増にならなかったとしても、交付税は積算上、国の総額が落ちておりますので、下がるを得ないという状況になっております。

#### ○林下委員

確かに、私どもの会派の代表者からもこういった質問がされて、それなりに答弁をいただいておりますけれども、私は、民主党政権時代に、自民党の皆さんからも、あるいは理事者の皆さんからも、政権がかわったとしても、いかに地元の財政に貢献するかが政権政党の役割だとよく言われてきました。そういう関係も含めて、やはり地方財政の確立ということには、私は何より気配りを政権には求めてきたというふうに思っているのですが、そこで先般、除雪関連の専決処分が出されておりますが、これまで除雪関連の予算を補正した場合に、国からの交付金というか、そういったものも要請して、満額とは言えないまでも、それなりに一定の財政的な措置がなされたというふうに理解をしているのですが、現在、国に対して、小樽市としてはどのような働きかけをしているのか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○(財政) 財政課長

交付税でなく、交付金という形で答えさせていただきますと、除雪につきましては、社会資本整備総合交付金の中で、除雪につきましては、国に毎年度、要望しているところでございます。

○林下委員

例年ですと、3月末くらいには、こうした方向性といえますか、国から何らかの話が自治体にも伝わってくるのではないかと思いますのですけれども、そういった点については確認されていますか。

○(財政) 財政課長

社会資本整備総合交付金の部分では、今、そのような形では話は伺っておりません。

○林下委員

私も、非常に現在の国の財政運営といえますか、そういった部分ではどうなっていくのかという若干の心配もしているのですが、現在、例えば、昨日から今日にかけて低気圧が居座っているという関係もあって、せっかく減った積雪量が減った分だけまた増えてしまったと、そういうことで、市長も、これ以上雪に降られたら、本当に財政調整基金が底をつくという心配もなさっているようですけれども、やはり今、地方財政の健全化ということを考えますと、なかなか国が地方の財政の健全化に力をかすというか、支援をするという、あるいは関心を持っているというふうにはどうも思えないわけでありまして、結果的にはアベノミクス効果も見えない、そしてまた消費税が増税される、それで小樽市の財政が本当に大丈夫なのかと率直に心配しているのですが、その点について、もちろん非常に苦悩されていると思いますけれども、考え方といえますか、お考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○(財政) 財政課長

いろいろ御心配いただき本当にありがとうございます。

委員のおっしゃるとおり、やはり小樽市財政としては、いろいろな面で、特に先ほどお話がありましたように、市税が伸びない中で地方交付税が減らされる、財政対策債も減になるという形で、大変厳しい状況にあるというのをおっしゃるとおりでございまして、財政運営には大変苦労しているところでございます。

ただ、そうした中であっても、例えば、新年度予算で言いますと、公債費が減になる部分ですとか、あと、想定していたよりも扶助費が増にならなかったという部分もございまして、昨年度同様、他会計からの借入れをせずに予算編成もしているところでございますので、今後とも、健全財政に向けては取り組んでいきたいというふう考えているところでございます。

○林下委員

◎子供の体力向上について

次に、子供の体力向上について先ほども意見も出されておりますし、本会議でもたくさんの意見が出されております。

それで、全国平均よりなぜ下回っているのかという観点では、先般も、冬期間の運動量が不足しているとか、公園が不足しているとか、いろいろな指摘もなされております。教育長も、いろいろと学校現場の対策・対応についての考え方を示されておりますけれども、私は、学校開放はもとより、閉校になった学校の体育館あるいはグラウンドをフルに活用して、保護者や地域が一体となって子供の体力向上に取り組む、そういうことが非常に大事ではないかというふうに思います。

それで、例えば、小樽市は山坂ということもありますし、積雪寒冷ということもあって、実は自転車に乗る機会というのが非常に少ない。チャンスも本当に少なく、小学校でも高学年にならないと、なかなか保護者も自転車に関心を示していないと。これは、他都市と比べて非常に際立っているのではないかというふうに私は思っています。それが原因だとは思いませんけれども、例えば、学校でそういう自転車教室みたいなものに取り組むにしても、

現在の保護者の感覚からいけば、交通事故の心配や、あるいは自転車に乗ってけがをしたときの問題だとか、いろいろと学校で取り組むにはやはり大変困難な課題がたくさんあるのではないかというふうに思っております、どうしてもそういう意味では、なかなかこういう課題に取り組むことができないのではないかと。

そこで、私は、今、例えば夏休みなどの時期にラジオ体操など町会が取り組んでおりますけれども、その町会とか、あるいは保護者で、学校のグラウンドを利用して自転車教室みたいなものを、取り組む方法はないかというふうに実は考えています。

それはなぜ思うかという、例えば、札幌市の子供たちの例を見ますと、本当に小学校 1 年生とか 2 年生の低学年の子供たちが競うようにして補助輪なしの自転車に乗れるようになったということで、すごく活発に公園などで乗っています。保護者も一生懸命、自転車を教えるという環境もあるようですけれども、やはり小樽の場合は先ほど申し上げたような状況で、なかなか保護者もそういう機会がないものですから、そういうものを学校のグラウンドを利用して、何とかその町会や保護者でできる方法はないかと、体力、基礎体力もつきますし、平衡感覚、あるいは運動能力という面ではどうかわかりませんが、非常にそういう可能性があるのではないかと私も思うのですけれども、その関係について、専門家としてはどのようなお考えになるのでしょうか。

#### ○（教育）生涯学習課長

今、子供の体力向上についての御質問で、自転車の関係がございましたが、現在、私どもで実施している学校開放の関係で、生涯学習課と生涯スポーツ課でそれぞれ所管をさせていただいております。

まず、生涯学習課でございますが、平成 17 年度から、地域子供教室を開催しております。これは、地域のボランティア、町会の皆さんも含めたボランティアの協力の下で、土曜日の午前中、安心・安全な居場所づくりとして、市内の小学校の体育館を利用してバドミントン、ボール遊び、一輪車などもされている学校もあるのですが、そういったことで体を動かすといったことをしております。直接このグラウンドでの自転車とはつながらないのですが、こういった取組をしまして、今後も、ボランティアの確保あるいはこの事業の内容の工夫をしながら、体力の向上に努めていきたいと考えております。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

委員のおっしゃる地域ぐるみでの取組の方向性について、生涯スポーツ課といたしましては、就学前の子供から高齢者までを対象に、まず社会体育施設関係、屋外も屋内も含めて一般開放しているというのがあります。

また、事業といたしましては、それぞれの年代層に合った各種スポーツ教室を開催しております。また、委員がおっしゃっていたように、小学校の運動場の開放なども行っております。

また、市民全体に対しては、市民歩こう運動だとか、小樽市民体育大会、また、おたる運河ロードレース大会、また体力テスト会などをこなしていております。

それで、これから、委員がおっしゃるような取組の方向性という部分につきましては、皆さんも御存じのように、小樽市も少子高齢化の中にございます。その中で、高齢者の健康づくり、また、子供の体力の低下といったものについては、重く受け止めていかなければいけないと今考えているところでございます。

そういう状況を踏まえ、本会議でも、教育長が教育行政執行方針でおっしゃっておりますように、市民の健康・体力づくりができる、また外に出る機会を増やすということも考えて、地域ぐるみで活動できる地域総合型スポーツクラブといたしましょうか、地域の人がみんなで立ち上がってやれるような、そういうものの育成をスポーツ推進委員会や小樽体育協会の協力を得ながら、今後その検討を進めてまいりたいと考えております。

#### ○林下委員

私は、一つの例として申し上げますから、それが適当かどうかというのは私自身もわかりませんが、ただ、経験上から言えば、子供たちにとって自転車を一人で乗れるようになったということが非常に自信になって、学校でもいろいろなサッカーや野球など、そういうクラブにも積極的に参加してやれるようになったと、こ

ういう話も聞いていますから、ぜひ事故とか、あるいはけがなどが伴うものについてはなかなか取り組みづらい、学校ではなかなか難しいと思うのですが、ぜひそういったことも地域と連携した中で、ラジオ体操と比較にはなりませんけれども、何かそういう方法があれば、ぜひお願いしたいと。

そしてまた、体育館の活用というのも、閉校したところも含めて、今、教育委員会庁舎になっている昔の東山中学校の体育館が非常に有効的に使われているというふうには伺っておりますけれども、ぜひほかの学校もそういう形で、冬期間の体力向上に役立つような啓発とか、あるいは取組というものを進めていただければありがたいと思うのですが、いかがですか。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

各学校で、体育館、グラウンドなどを活用した形で、その地域の子供たちが活用できるような、委員がおっしゃっていた、一つの例としてそのサイクリング教室だとか、そういうことも含めまして、まずは地域での取組方についても考えていきたいと思っておりますし、また、学校開放、教育委員会庁舎の開放につきましても、現在、募集を行っておりますので、約70パーセントから80パーセント利用されております。まだ二、三十パーセントは空白部分がありますので、その活用も今後、PRを進めていきたいと思っております。

#### ○林下委員

##### ◎再生可能エネルギーの推進について

続きまして、再生可能エネルギーの推進について伺います。

先ほど酒井委員からお話がありましたし、いろいろ経過についても説明がありましたけれども、私としては、小樽市の風力発電、洋上風力発電も含めて、どうして計画が進まなかったのかというところが非常に気がかりでいたのですが、先般、テレビの特集番組で、再生可能エネルギーが、なぜ稼働率が悪いのかという番組が実はありました。これによりますと、やはりいろいろ、例えば発送電の問題でありますとか、いわゆる電力会社が電力を法的には買い取らなければならない仕組みにはなっているのだけれども、断ることができると、このことによってなかなか普及が進まない。例えば、いろいろな再生可能エネルギーに進出している、進出しようとしている企業も、実態は2割ぐらいしか稼働させることができないと、こういうことでなかなか採算がとれないと、そのために実はその再生可能エネルギーが非常に進んでいないのだという番組の構成だったというふうに思います。

それで、いろいろそういう厳しい環境ですけれども、先般、北海道ガスがガスの発電と再生可能エネルギーを組み合わせて、企業向けに直接売電を計画しているとか、あるいは生協がそういう再生可能エネルギーの分野に進出を検討しているとか言われているのですが、小樽市で、こういった状況で、どうしても進まない理由というのはどういう状況が、背景があるのだろうかという、その点についてまず伺いたいと思うのですけれども、いかがですか。

#### ○（総務）企画政策室山本主幹

市の再生可能エネルギーがどうして進んでいかないかという御質問でございますけれども、国全体としては、先ほど林下委員がおっしゃるとおり、送電網の関係とか、あとは電力会社の連携について受入枠だとか、限度を定めているというのがあって、なかなか進んでいないというのが現状ではあると思います。

小樽市におきましては、先ほど、酒井委員の御質問のときに答弁させていただきましたけれども、市内で四つの事業者が、今、計画中でございまして、まだ着手までは至っていないということでございますが、この原因につきましては、先ほどお話がありましたその送電網とか電力会社の買取り拒否の関係ではなくて、今、環境アセスメントの手续に非常に時間を費やしているということ、また、洋上風力発電については、今、管理組合が港湾区域におきまして事業者を公募していきたいという手続を踏むということで、非常に時間がかかっているということが原因であると考えております。

#### ○林下委員

これは、国にかかわることについては、この場で議論してもどうしようもないことですが、ただいろいろ

な、例えば風力発電にしても、洋上風力発電にしても、太陽光発電にしても、いろいろなリスクというか、指摘があることも事実なのですけれども、やはりいろいろな原発の危険性とか、あるいはいろいろな事故の際の後遺症とかを考えれば、そういうリスクは再生エネルギーというのは非常に少ないし、あるいは、例えばクリアできる可能性がまだあると私は思うわけです。それだけに、何とかやはりこれからそういった方向性に結びつけていくためには、小樽市としても、今後、そういう企業に対する支援とか、助言など、何かできるものがないかということをお私には考えているのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

何ができるかということでございますけれども、今、風力発電に限ってお話しさせていただきますと、環境アセスメントの手續に非常に時間がかかるということ、また、この環境アセスメントの調査の中では、どのような影響があって、どのような対策が必要となるかが、今後、検討されていくこととなりますけれども、この対策が有効なものかどうかも含めて、どのように進めていくかというのがこれからの課題であると考えていますので、市としてもできる限り協力してまいりたいということで考えてございます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 51 分

再開 午後 3 時 10 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

一新小樽。

○安齋委員

まず、小樽市の教育について質問させていただきます。

◎小樽市の英語教育について

新年度で小樽市の教育予算をいろいろつけていただきました。新規事業もありまして、市長部局でも重点項目に入れていただけたということは大変評価させていただきますし、私もずっと教育については要望してきたのでうれしく思っております。

そこで、私がずっと質問していた英語教育に関連して、今回「小樽イングリッシュキャンプ」の実施があるということですので、先ほど松田委員からも質問がありましたけれども、若干確認の上で質問させていただきたいと思っております。

今年度初めて高島小学校でやったオタル・イングリッシュ・デイですけれども、「小樽イングリッシュキャンプ」の前身となる企画です。そちらについては定員よりも多くの募集があったということですが、そこは定員を超えて受け入れたということでした。今回の「小樽イングリッシュキャンプ」も小学校、中学校で20名ずつ定員を設けておりますが、新年度もまた定員よりも増えてほしいと思っているのですけれども、そうなった場合には、どういう対応されるのかをまずお聞きしたいと思います。

○（教育）指導室主幹

今の御質問についてですけれども、昨年度は40名の定員に55名の児童・生徒の参加がございました。今年度も40名、小学生20名、中学生20名ということで募集しようかと思っておりますが、それ以上集まった場合には、安全面なども考慮しながら可能な限り受け入れて、より多くの児童・生徒が活動できるようにしていきたいというふうに考

えております。

#### ○安齋委員

ぜひ多くの子供を受け入れて、可能性を広げてほしいと思っております。小樽の場合ですと、後志よりも英語に関心を持っている子が少ないという状況があります。私もユネスコにかかわって、小樽ユネスコ英語祭とかにかかわっているのですが、やはり小樽の子供よりも後志の子供のほうが圧倒的に多くて、英語もうまく、ちょっと残念だという思いを毎年しているのですが、積み重ねでこういったことをきっかけに小樽の子供たちがもっと参加して、もっと英語に親しみを持っていただければ、外国人の多いこの観光都市小樽でも国際観光都市というふうに言えるようになっていくのかと思っております。

中身について、少し伺いたいのですが、1泊2日ずっと英語漬けのことなのですが、1日目と2日目の流れについて確認させていただきたいと思っております。

#### ○(教育)指導室主幹

まず、1日目は、知らない子供たちが集まってくるので、まずは子供同士が英語を使いながら親しくなるようなオリエンテーションやゲームだとか、そういう活動を通して子供同士が親しくなるようにしていきたいというふうに思っております。その後、次の日に観光案内がございますので、主にそれこそ夕食後になりますけれども、英語による観光案内ということで、指導者の指導を受けながらその練習をしたり、次の日、それに向かう前はリハーサルをしたりと、そういう流れで英語漬けということで進めていきたいというふうに思っています。

#### ○安齋委員

教育行政執行方針についての質問の教育長の答弁にもありました「Good morning.」から「Good night.まで」、これは本当にほかの議員も笑っていらっしゃいましたけれども、このように教育長がみずから恥ずかしがらずに英語を話すということが、小樽ユネスコ英語祭のときの演説でも、やはり教育長は、私は英語は下手だけれども、挑戦することに意義があるのだということを英語で話していました。やはり大人が見本を見せて、子供たちにいかに恥ずかしくなく英語を話せるようにしていくかという仕組みづくりが大事だと思いますので、この1泊2日は大変期待しておりますし、私も見学に行きたいと思っております。

北海道でも、そういった英語の取組はしていると思うのですが、自治体が主で1泊2日の英語漬けのこういった取組をするというのはたぶんなかなか例がないことだと思っているのですが、これについてまず御見解をお聞かせください。

#### ○(教育)指導室主幹

道教委は、北海道立少年自然の家を会場にしてこの北海道イングリッシュ・キャンプというのを開催しているということは存じているところでございます。市町村単位ではということになりますと、正確な情報はつかんでおりませんが、珍しい事業ということとして捉えているところでございます。

#### ○安齋委員

私もいろいろ調べているのですが、1泊2日でやはり英語漬けの企画というのはなかなかないので、ぜひともこういう小樽発のものをどんどんアピールしてほしいと思っております。

昨年の第3回定例会の代表質問の中で、私が教育を充実させて子育て世代にとって産み育てやすいまちになって、教育がもうすぐくいいのだということをPRするようなまちになってほしいということを訴えておりました。今回は、その一つのきっかけになるのかと思っておりますので、まずこの「小樽イングリッシュキャンプ」に取り組む上で、小樽の英語教育をはじめ教育全般についての教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います、思いのたけを語っていただきたいと思います。

#### ○教育長

小樽の英語教育、外国語教育に関して申し上げますと、学力の向上を一つの課題として重点的に取り組むという

ことですけれども、教育の目的は社会に適応する人材の育成ということが究極の目標でありますから、小樽の教育というのは、小樽の資源を活用した小樽らしい小樽を支える人材をつくっていくということが一番大切なことだろうというふうに思います。その一つが音読運動で、これは学力向上の基礎基本であります国語を強くする、このことがまず一番だということで、音読運動を小樽にふさわしい教育の特色としたと。それから、もう一つは子供たちに小樽の歴史を学ばせたいと、これをもう一つの柱立てとしております。次に来るのが国際観光都市小樽にふさわしい人材という意味では、どうしても英語を子供たちに定着をさせたい。一番考えているのは高校を出て卒業をして、その6割が地元での就職を望んでいるということでありまして。そういう意味で言えば、高校を卒業して商店に勤めるだとか、それから観光の店に勤める高校生、その高校生が英語で外国人に対応できる人材、これをやはり小学校の時代から目指しながら、英語で会話のできるお店に勤める人材をとということが基本にあります。そういう意味では、こういう英語に親しむ機会を小学校のときからできるだけ多く増やしていく、そういう環境を私どもが用意をしてやりたい。そういう意味で今回の「小樽イングリッシュキャンプ」を、昨年からおタル・イングリッシュ・デイを始めて、それを今年初めて1泊2日でやるということで発展させてきましたので、この取組をぜひ小樽の中で定着をさせ、さらにいろいろな形で発展をさせていきたいというふうに思っております。

#### ○安齋委員

ありがとうございます。私も同感でして、ぜひ発展させていってほしいと思います。

今年2月に小樽雪あかりの路がありまして、こちらにも中国、韓国の方々がボランティアで参加してくれています。彼らは日本人よりも英語が堪能でして、日本語をしゃべれない子はほとんど英語で会話できるような状態です。そこで小樽の中学生や高校生もボランティアに来てくれているので、英語で会話しなよと、中学校で習った英語で会話できるのだからと言うと、もう恥ずかしがって全然できないのです。ですから、やはり小学校、小さいころから英語で話すことは恥ずかしくないのだと、英語が当たり前だという環境をぜひこういった行政でバックアップしてつくっていただければ、教育長の思いのとおり国際観光都市に必要な人材が育っていくと思っておりますので、ぜひまずは新年度にやっていただいて、今後、定例化していくのが一番の私の望みですけれども、それに向けて実践していってもらいたいと思っております。

#### ◎図書館司書について

次に、図書館司書について質問をさせていただきます。

これも今年度から新たに始まった事業ですけれども、私の知り合いからもかなりよかったという話を聞いております。何がよかったかと言うと、やはりそういったしっかり係の人がいて、何か読みたいものがあれば、それをすぐ探してあげられるとか、常に整理できているので見つけやすいとか、そういったものがいろいろありました。

まず、今年度始めたばかりですので、すぐに効果が出るのかどうかかわからないのですけれども、実績と効果も把握できていればお聞かせいただきたいと思います。

#### ○（教育）総務管理課長

この事業につきましては今年度から取り組んでおります。まず、成果につきましてはですけれども、まだ1年たっておりませんが、第一に図書館に常時司書がおりますので、いつでも貸出し、返却ができるようになったことがございます。これにつきましては5月ないし6月からスタートしておりますけれども、スタートしております銭函小学校、松ヶ枝中学校ともに、この半年ほどでもその効果が数字として表れてきてございます。

まず、貸出し冊数が昨年度比で銭函小学校は2倍、松ヶ枝中学校は3倍近く増加してございます。また、来館者数は昨年度のデータのあるのが松ヶ枝中学校だけですけれども、こちらも2倍以上に増加しております。このような成果が出ている状況でございます。

#### ○安齋委員

その成果が出た部分についてですけれども、銭函小学校などでの取組について、私が今話した以外にもたぶんい

ろいろやってくれていると思うので、それについて御紹介いただけたらと思います。

○（教育）総務管理課長

まず、銭函小学校でということですが、取組の中身とその成果です。まず、児童にレファレンスサービス、必要な情報や資料、これを聞かれて対応できるようになったというのが一つございます。そのために、あと学習に必要な資料、これに広がりを持たせられるようになったということもあります。

あと、蔵書構成の見直しができるようになったことも大きな部分でありまして、児童が探しやすいとともに、今度どういった方向にするかということもわかるようになってきたということがございます。

あと、銭函小学校ではボランティアの方々も熱心でございまして、その連携等も図っているところでございます。

○安齋委員

その図書館司書の方から、ぜひこの取組はもっと広げてほしいのだという話を伺っていたところ、新年度でまた拡充というふうに捉えていいのかわからないですけれども、今まで以上に発展させるということで予算がつけられています。取組を予定しているものをもし今お答えいただけるのであれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○（教育）総務管理課長

平成26年度につきましては、今の銭函小学校、それから松ヶ枝中学校の司書の配置は継続いたしたいと考えてございます。その中で、この1年間取り組んでいる中で一定程度学校の図書も整理されてきたということから、データベース化、バーコード化、これをこの2校にソフトを導入しまして取り組んでいきたいというのが一つございます。

もう一つには近隣校、この部分についても多少見ながら、複数校をどのように担当していくかという実証実験をしていきたいというふうに考えてございます。

○安齋委員

実際に司書の配置によって目に見えて効果が出ているという話を伺っていましたので、教育委員会としてもそういうふうに捉えていただいているということはあるがたく思えますし、今後、近隣校からですけれども、広げていただくとすることは、またいろいろな意味で波及効果があると思っておりますので、ぜひこの取組を継続していただきたいと思いますと思えます。

私も小さいころから本を読めと言われて育ったのですが、漫画しか読まなくて、大人になってから非常に後悔をしております。今も本を読むのですが、本に目を通すと眠くなったりとか、やはり小さいころにそういった積み重ねがあると絶対に大人になってから役に立つと思えますし、何か知ろうとか学ぼうという意識にもなってくると思えますので、ぜひこの音読運動をはじめ、そういった地道なところで効果はすぐに大きく出ないかもしれないのですが、小樽の次代を担う子供たちのためにいろいろな取組をしていただきたいと思いますと思えます。

◎北海道新幹線について

次に、北海道新幹線について質問をさせていただきます。

まず、いろいろと新聞報道等々出ているのですが、市長の記者会見等の議事録を読むと、市長がよく北海道新幹線については経済効果があるから、負担をしたとしても、その倍くらいの経済効果があるという話をされているのですが、実際その経済効果が幾らなのかというところを北海道の調査で調べたのですが、北海道の調査では経済効果のほぼ7割が札幌市で、あとがほかの都市だというふうには出ていません。一体小樽市ではどれくらいの経済効果があるのか全然数字に出ていませんが、ただ市長は、負担分はあるが、それ以上の経済効果があるというふうにおっしゃっているので、それについてまず経済効果の数値を把握しているのであればお聞かせいただきたいと思いますし、もしなくても、その根拠となる部分が何なのかをお聞かせいただきたいと思います。

○(総務)新幹線・高速道路推進室長

小樽市の経済効果、経済波及効果については、今、委員がおっしゃったとおり、本市の経済効果というのはまだ出ておりませんし、試算も全くしておりません。ですから、小樽市の経済効果については、現在わからない状態なのですが、ただ言えることは、建設工事、こういったことが始まりますので、新駅の建設ですとか駅前広場あるいは駐車場、こういった工事あるいはそれに伴う附帯工事も含め、地元業者への発注が期待されるということがまず一つありますし、工事に使用する資材、こういったものも地元で調達することができるのではないかと、これも一応効果の一つに考えられます。

また、他都市の例では、工事現場の付近に関係者の宿泊施設、宿舎を設けたり、あるいは事務所、こういったものも置かれるということで、食料品あるいは日用品の消費が見込まれる。こういったことなどから、市内経済への効果は十分あるものと考えております。

また、新幹線がつくられた後ですけれども、駅舎ですとか、それから高架橋、トンネル、こういったものをつくった鉄道・運輸機構、ここの資産となるわけですけれども、これについても固定資産税が課税できるということになりまして、はっきりとした数字はまだわからないのですけれども、これについても税収効果というものがあるのではないかとということが考えられます。

○安齋委員

そういったところを予想して経済効果というふうにおっしゃっているということですが、もう一点、観光入込客数の部分もあるというふうに予測されていると思うのですが、これについては何かございますか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室長

観光入込客数についてはまだわかっておりません。これは当然新駅でおられる方もいらっしゃいますし、在来線でも来られる方もいらっしゃいます。また、新幹線によって札幌まで行くという方もいらっしゃいますので、それなりに小樽を訪れる人はいるのではないかとこのふうには考えられるのですけれども、数字でははっきり表すまでには至っておりません。

○安齋委員

私としては、経済効果、経済効果と市長がおっしゃっているのですが、それがいかんせんわからない数字の上で、記者会見等、この議会でも説明されているということに、本当にそのまま進めているのかとちょっと疑問があります。天神に本当に北海道新幹線の駅が必要なのかというふうには私は考えておりまして、ただその中でも新年度で予算が計上されているということもありますから、その上で少しずつ形は見えてくるのかと思うのですが、いかんせんその数字が全然出てこないと私たちもいいか悪いかも判断できない、ただ予測の範囲だけになってしまいます。

観光入込客数について、東京から札幌へつながった後ですが、北海道の調査では、運行本数というのはまだたつき台なのでしょうけれども、東京ー札幌が速達型 8 本、観光型 7 本、仙台ー札幌、速達型 1 本、盛岡ー札幌、速達型 1 本というふうに計 17 本が来るのですが、私としてはどうにもスピードとか角度とかそういったところで、小樽には観光型の 1 日 7 本しか新幹線はとまらないのではないかとこのふうには疑問を持ってしまうわけです。その 7 本だけですと、たぶん東京から来る人は速達で一気に札幌まで行ってしまい、そこから在来線で小樽に来るのかというふうにも考えてしまうのです。その点で何か観光型ではなくて速達型もあるのだという話もあるかもしれないのですが、現状どのような数字といたしますか、分析をされているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○(総務)新幹線・高速道路推進室長

実際にとまる本数につきましては、運行主体というのが J R 北海道になる予定でございまして、J R 北海道が運行計画をつくることになっております。ただ、実際にとまる本数が決まるのが開業の半年前ということになりますので、実際に何本とまるかということについては、それまでわからないということでございます。当然とまったほうが小樽市にとってはいいということになりますから、そこについても J R 北海道等にとまるように強く要望して

いくということが必要になってくると思います。

また、小樽市については、新駅でぜひともおりてもらえるような、そういったソフトづくりといいますが、何か手だてを考えなければ、特殊な例えば新駅から運河までの何か変わったバスをつくるとか、ぜひともそこでおりて乗ってみたいというような仕組みづくりを考えていかなければ、当然、観光客も新駅でおりないということになってきますので、そういった努力もしていかなければならないというふうに考えています。

#### ○安齋委員

全国のいろいろな新幹線の駅を私も視察等で見に行きましたけれども、やはり在来線の駅と離れているところはかなり閑散としているのです。ですので、運河に行きたくなるようなバスがあったところで、どれぐらいおりてくれるかは、今はたぶん一つのアイデアとしてお話しされたのでしょけれども、なかなか難しいと思います。

現在、JR小樽駅へのアクセスについてもいろいろ考えていただくということで、資料等を見ると出ているのですが、円滑な交通アクセスの確保というところで、奥沢十字街の部分に国に要望して、改善するというふうになっているのですが、その点について、もし現在お考えの部分がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○(総務)新幹線・高速道路推進室長

まだ協議までには至っておりませんが、当然、奥沢十字街の部分については、現時点でも、天神方面からおりてくると左折の部分というのがかなりスムーズに流れないということもありますので、これについては北海道開発局小樽開発建設部には一応話はしてあります。ですから、これが実際に実現するかどうかわかりませんが、まず奥沢十字街の件ですとか、あるいは途中道道、それから国道を通りますので、その辺については北海道あるいは国と連携しながら考えてまいりたいと思っております。

#### ○安齋委員

交差点の部分以外でも、たぶん考えられている交通アクセスの改善点があると思うのですが、それにしても、たぶん新小樽駅から小樽駅までバスで行くと結構な時間がかかると思うのです。いろいろ中心街の人とか市民の人に話すと、わざわざ新小樽駅まで行って乗らないと、どうせ1時間に1本しか走らないのだし、それだったら小樽駅から札幌駅へ行って、それで速達型の新幹線に乗って東京へ行くという考えの人が多いです。

であるならば、一つの考えとしては、朝里駅もつくったらといううちの会派の主張もありますけれども、そういったところをいろいろ考えていかないと、ただ天神ありきで進めていってしまうと、本当に誰も乗らない新幹線の駅が出てきてしまい、すごく寂しい状態になってしまうという危惧がされます。

それはいくら言っても、たぶんこのままだと進んでいってしまうのでしょから、ぜひ進むのであればもっといろいろ調査をして、小樽市民の方も新小樽駅についてはいろいろな不満といいますが、不安を抱えています。自分たちの税金でこんな物をつくって本当に大丈夫だろうか。そういったところを払拭していただくように、少しずつ調査・分析して、納得できる数字を出していただきたいと思ひますし、わからない経済効果だけれども、直接的にこんな効果があるのだと言われても納得できないと思ひますので、発表の仕方もあると思うのですが、ぜひその点を少しずつ改善していただきたいと思ひます。

#### ◎札幌－小樽間の交通アクセスについて

JR小樽駅の部分で触れたので、交通アクセスの部分で私から提案をさせていただきたいのが、新小樽駅ができると小樽駅の部分もいいのですが、それは20年後ぐらいの話になります。であるならば、現在の札幌－小樽間の利便性をもっと向上していただくように働きかけていただけないかと思ひしております。朝は快速の始発が遅いので、朝一番忙しいときに普通列車に乗っていかないといけないとか、夜は、小樽から札幌への終電が早いので、1次会で帰らなければいけないという若い人の声もありますので、ぜひそういったところを改善しつつ、また新たな手法を考えていただきたいと思ひますが、この現在の札幌間の状況について、感想と、私の言った提案に

ついてもし要望していただけるのであれば、御答弁をいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室長

今の件は担当が生活環境部になりますので、今、安齋委員のお話しになった件は生活環境部に伝えていきたいというふうに思っていますけれども、そういう形で御理解いただきたいと思います。

○安齋委員

生活環境部には私からもお願いしますが、そういった考えでいろいろな交通アクセスの部分を改善していただいて、もっと小樽に住むとか、小樽に住んでも札幌に通えるような手段とかをつくってほしいと思います。

◎並行在来線について

最近全然話に出なかった並行在来線の話に移させていただきます。

まず、過去に報告があった並行在来線について、工事実施計画の認可がおりてから協議会をつくるという話があったと会議録にはたしか出ているのですけれども、その後の進捗についてお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

新幹線の並行在来線対策協議会、これにつきましては北海道が中心となりまして、沿線自治体で平成24年9月に設置されております。その後、ブロック会議というのもできまして、非常に道南から小樽まで長い距離がありますので、渡島ブロックと後志ブロックというような形に分けて会議を行っております。それも24年に1回行いまして、25年にも行っております。ですから、計2回ブロック会議を行っております。また、その下部組織といたしましてブロック会議の幹事会、これは担当課長レベルですが、その会議も1回行われております。そして、今後、毎年少なくとも1回はブロック会議、それから幹事会を開催していく予定ということでございます。

○安齋委員

そのブロック会議の議事録を見ますと、市長の発言の中で1点、これはどういうことかと思うところがありましたので、質問させていただきます。

並行在来線の部分に関しての市長の発言ですけれども、「今までは鉄道と地域の話しもありましたが、これから考えた時にもう少し先の話になりますが、バス路線も検討に入れておく必要があると思いますので、この次にそういう資料なども含めてお願いしたいと思います」ということでした。小樽市の中では、蘭島、塩谷など余市方面で在来線とかぶるところがあるのですけれども、そういった地域の方々の話しなども受けてのことなのか、いまいちこのバス路線についての今までそういった話がなかったものですから、急にこれを見て疑問に思ったので、この考えについてどういうふうに市長が考えているのか、御説明いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

そういった発言につきましては、一応、並行在来線が経営分離された後の地域交通の確保ということにつきましては、当然鉄道ということが一番考えられることなのですけれども、バス路線ということも考えていかなければならないと。どういった形が一番住民の方にとっていい地域交通のあり方なのかということを検討していかなければならないということで、道からは鉄道についての資料というのはたくさん出るのでございますけれども、バスについての資料が全く出てこなかったということもありまして、これでは両方比べることもできないということがあったので、今後は鉄道の資料だけではなく、バスについての資料も出して検討材料にしたいと、そういった趣旨で発言したものであると思います。

○安齋委員

並行在来線につきましては、過去いろいろ皆さんから御意見があるので、私もまだまだ不勉強なところもあるのですけれども、道の資料を見ると、本当に鉄道だけ、在来線のことばかりの資料しかなくて、本当に判断材料がな

ということはわかります。バス路線の検討も入れるといいますか、どちらがいいかというのもちろんと踏るべきところに来ているとは思っているのですけれども、こういった趣旨の発言だけを見ると、在来線を廃止して、バスだけにするというふうに取り決めてしまいますので、質問をさせていただきました。

いずれにしても、並行在来線につきましては各自治体、全国でも頭を悩ませているところです。並行在来線が実際に三セクとか民間になったとしても赤字が続いていたりとか、そういった問題もありますので、今後道と連携をとって話を進めていかなければいけないかとは思っているのですけれども、私としては、やはり小樽から函館方面だけではなくて、ドル箱の札幌間も含めて経営分離していただかないと、たぶん運営は成り立たないと思っております。ただ、そこはドル箱なので J R 北海道は絶対に譲らないと思うのですけれども、在来線についても、たぶん新幹線ができる 5 年後ぐらいまでに判断するということになりそうですでしょうか。その点、まず確認させてください。

#### ○(総務)新幹線・高速道路推進室長

今後、毎年 1 回話し合うわけになるのですけれども、実際に道南でこれについて話し合われた結果、約 3 年前に鉄路にするということで結論が出たところでございます。今後、後志につきましても、回を重ねてどんどん詳しくなっていくと思うのですが、最終的に決定するのは、道の話では 5 年前までには決定したいという話でどんどん進んでおります。

#### ○安齋委員

20 年後ぐらいの話で、そのときの数値を見ると、小樽から函館方面への乗客は今の 5,000 人からたしか 2,000 人ぐらいに減っていくという人口の問題もありますので、20 年後ここにいる方々がどれぐらい残っているかわかりませんが、私たち世代は 20 年後もまだまだ現役ばりばりの 40 代で活動しているので、そのときにきちんと私たちがしっかり税金を払って、借金ばかり払うような形にならないでほしいと若い人たちから強く声が出ている問題です。ですので、皆さん、子供や孫のことも考えてたぶん設計されていると思いますので、ぜひとも今後のことをしっかり考えて、並行在来線も新幹線の部分も議論していただきたいと思います。

#### ○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

---

#### ○中島委員

##### ◎図書館について

それでは、図書館に関連して何点かお聞きします。

スクール・ライブラリー便事業費として 100 万円が予算計上されていますが、何冊ほどの本を購入してどのような運営をしていく予定なのか、最初に説明してください。

#### ○(教育)図書館長

このスクール・ライブラリー便事業につきましては、各学校に 100 冊の新しい図書を 2 か月間お貸しする、そういう事業でございます。1 年目は、100 万円の資料購入費で 600 冊を購入する予定でございます。100 冊を 1 セットとしますと、異なる 6 個の図書セットができます。その 6 セットを利用して各校に 1 セットずつ 2 か月間貸し出しし、その後順次学校をかえて貸し出ししていく予定でございます。全学校を対象にしますと、1 年目は年 1 回、2 年目は年 2 回ということになりますけれども、5 年後には全校に対して常に新しい本を届けることができる、そういう事業になるものと思います。

#### ○中島委員

この 600 冊というのは、1 校に貸し出す 100 冊はそれぞれ同じ本ではなくて、1 冊ずつ違うという意味ですよね。そうならば 600 冊そろえても、それぞれ全く 1 冊ずつ違う本を 6 組にするわけですから、これは 5 年間ぐらいは続く

というふうを考えていいのでしょうか。

○(教育)図書館長

はい、5年かけて各学校に常に新しく本を届けるような体制、仕組みになっております。

○中島委員

こういう事業をやってモデル事業を2年間取り組んだと聞いていますが、実際モデル事業を生かして今回本格事業になった経過で、何か変化したことがあるのか。また、こういう事業が始まる前の学校図書の実態というのは、どんな状況だったのかということもお聞かせください。

○(教育)図書館長

モデル事業で行ってございました花園小学校あるいは松ヶ枝中学校の学校図書室に聞いたところ、やはり利用が増えたということ、それから児童・生徒が学校図書室に来る入館者数が増えたという話も聞いております。

それから、それまでの学校への対応ということだと思いますけれども、この新しい事業は児童・生徒のリクエストに応じて、新しい本を届ける、最終的には全学校に年6回巡回するという計画でございますが、以前のサービスにつきましては、年2回、春秋に図書館バスを利用して、希望のある学校だけにお届けしてございました。その図書も古いものが多く、それから一切リクエストに応えることができませんので、なかなかうまく機能していないのが実情であります。このたびのスクール・ライブラリー便が開始され、定着しましたら、今までのそういったサービスは廃止する予定でございます。

○中島委員

そういうこれまでの経過からいけば、改善と考えられるとは思いますが、正直言って初年度6セット600冊買って、一つずつ違う本のこれを読みたいという希望があっても、そこにたどり着くまではかなり期間がかかるのではないかという気がするのですけれども、そういう点では希望の本を各校に配置するという、そういうことはなかなか考えられないのでしょうか。

○(教育)図書館長

なかなか1年目では6セットしかそろいませんので、ただもし児童・生徒のリクエストがそのセットになくても図書館にある場合には、そちらの本もリクエストに応じてお届けしたいと思っております。

○中島委員

それでは、図書館の新規購入の本の数と決算額、それぞれ5年間分について聞かせてください。

○(教育)図書館長

まず、これは資料購入費、予算額プラス寄附金あるいは国庫補助金の合わさった数字でございますが、平成20年度は購入冊数が5,660冊で、1,045万円の予算のところを決算額は865万5,971円、21年度につきましては購入冊数が4,645冊で、予算額1,045万円のところを1,044万5,260円。それから22年度につきましては、購入冊数が5,814冊で、予算額の計は1,120万円、決算額は同じく1,120万円でございます。23年度につきましては、購入冊数は7,464冊、予算額は1,570万円、決算額も1,570万円でございます。24年度につきましては、購入冊数が4,927冊、予算額合わせまして1,130万円、決算額は1,110万円という数字になっております。

○中島委員

この数字を見ますと、5年間で5,660冊から4,927冊に500冊ほど減っています。予算、決算の関係で見るとほぼ100パーセント、20年度は別として、さらに多いときもありますが、使っています。今年度の予算ですけれども、4月から消費税が8パーセントになれば、同じような予算額では購入数が減ると、こういうことになるのではないですか。

○(教育)図書館長

消費税が8パーセントになりますと、同じ単価でありましたら、確かに冊数は減るかとは思いますが、単

価のことも考慮しながら、また冊数のことも考慮しながら1,070万円、今回はスクール・ライブラリー便の100万円プラスした中で購入計画を立てていきたいと考えております。

○中島委員

本市ではボランティアによる本の修復・修繕作業が行われると聞いておりますが、何人ぐらいの方がどのような形で行われているのか、大分多くの本の修繕をしているのでしょうか。

○（教育）図書館長

ボランティアによります図書の修復は、西暦でいいますと2000年ごろから始まりまして、もう十四、五年やっていただいております。ボランティアの数はその年によって違いますけれども、最近では約10名のボランティアスタッフが火曜日と木曜日、週2回、図書館の2階で傷んだ本の修復をさせていただいております。冊数でございますけれども、今まで修理していただいた冊数は約7,000冊を超える数字になりまして、大変図書館としてはありがたいものだと感じているところでございます。

○中島委員

市民の皆さんから御意見をいただいているのですが、この修繕に回ってくる本が非常に傷んでいて、もう修復に耐えないのではないかとこのまですべて出てくるのだけれども、小樽市は本を買えないのですかという御意見もありました。修復基準というものか何かあるのか、どういう形で修繕に回していくのか、このあたりのことはどうでしょうか。

○（教育）図書館長

修復をボランティアの方にお願ひするときには、何でもかんでもお願いしているわけではございませんでして、選んで2階へ届けているところでございますが、特に中には児童書で装丁が弱いものがございまして、それがまたとても子供たちに人気のあるシリーズというのがあります。そういうのは1回だけでなく、2回、3回と2階のボランティアの方々にお願ひする形になっておりますので、そういった傷みが激しい、また人気のあるものについては、これは新しく買いかえて購入していきたいと考えております。

○中島委員

ぜひお願ひしたいと思ひます、ボランティアの方々も心を痛めながら、どうやって修繕するかという悩みもあると聞いておりましたので。

それともう一つ、図書館に置いてある雑誌類、これはどれぐらいの種類を各何冊配置しているのでしょうか。

○（教育）図書館長

雑誌の冊数でございますけれども、基本的に1種類1冊でございますが、購入冊数では合計97誌になっております。

○中島委員

私は、安齋委員とは違って本が大好きで、図書館の常用利用者であります、毎回期待して……

（「今は好きです」と呼ぶ者あり）

そうですか。大変失礼いたしました。今まで、大変期待して毎回見たいと思う雑誌が借りられたためしがないのです。毎回ないのですけれども、1種類1冊しか置かないということなら、かなりの方が見ていて、私のところに来ないのは納得できる状況です。実際に千歳市の図書館に行ったときには、同じ種類の雑誌が3冊ぐらい並んでいるのを見たものですから、それぐらいは小樽市の図書館にもあるのだらうと思っていたのですが、1冊しか置かないという事態では、これはやはり殺到すればなかなか読めないという事態だと思います。全部九十数種類について複数で置く必要はないと思ひますけれども、希望の多いものなども調査した上で、ぜひ市民の要望に応える対応も検討していただきたいと思ひます。

この件については、先ほどの修復の問題も含めて、図書購入費が消費税増税で自動的に減るといふ心配も含めて、

市民サービスである新規図書の購入が怠ることのないような形をぜひ検討していただきたいと思っておりますが、教育委員会全体で図書館への支援も含めた財政的な運用ということは、教育長、考えられないのでしょうか。

#### ○教育長

選択と集中という観点で、教育はこれまでなかなか予算が全体として多くなかった中で、ここ何年か非常に市の協力をいただきながら、教育予算を増やしていただいております。とりわけ今年度は市長の重点課題に学力の向上というものを挙げていただいて、本当に教育に力を入れていただいていると感謝しております。まだたくさんの課題があるものですから、図書だけではなくてほかにもいろいろな大きな課題を抱えておりますので、毎年毎年、その年々で重点的な取組を上げながら取り組んでいかなければならないと思っておりますので、図書もいずれかの年には、重点課題の一つには取り上げられる年があるのではないかとことでしか今はお答えできませんけれども、ただ先ほども言いました学力の向上を掲げる中で、一つはやはり子供の読書習慣の定着というのを大きな柱にしておりますので、その方向で考えているということだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

#### ○中島委員

この件は終わりますけれども、実際、予算を100パーセント使って本を買っているわけです。自動的に同じ額だったら消費税増税分が減るというのも、自動的な話なのです。私たちは消費税増税には反対ですけれども、多くの皆さんが賛成してこの予算になったわけですから、そういうことで100パーセント使っている予算について、本来ならもう少し計上分を増やしてほしいという思いはあります。ぜひ引き続き、図書の冊数がどんどん減っていくということのないよう対応をお願いしたいと思います。

#### ◎自治基本条例について

次に、自治基本条例について質問いたします。

先ほど松田委員からもお話がありましたので、重ならないようにしたいと思うのですが、最初に、今回、自治基本条例の市民説明会を3か所で行いました。それぞれ参加人数が何人で、主な意見とか実施した感想はどうだったかというあたりについて簡単に説明してください。

#### ○（総務）企画政策室佐藤主幹

3か所で行いました自治基本条例の説明会の参加者数ですけれども、2月17日、いなきたコミュニティセンター、こちらの参加者が24名になります。2月19日、銭函市民センターですけれども、こちらの参加者が22名になります。それから、2月21日、塩谷サービスセンターの集会室、こちらが6名の参加、合計3回で52名の参加をいただいております。

出された主な意見ですけれども、自治基本条例、今回の制定をきっかけにしまして、市民の皆さん、議会、それから市がよりよい協力関係になるようなら、条例には賛成したいという御意見ですとか、今後も自治基本条例の説明会、こういったものがあればぜひ参加したい、それから職員のまちづくりへの参加、こちらについては市長からの指示ではなくて、本当に地域をみずからが愛する、好きという職員を増やしていく、これが大事ではないかといった御意見、それから市民の提案をできるだけ取り入れて柔軟に対応していくべきではないかという御意見、それから条例を制定したことによる効果、これがどのように発揮されたのか、今後も随時知らせしてほしいということが主な意見として出されております。

実施しての感想といいますか、課題の部分もございますけれども、参加された方には条例の趣旨の部分はお伝えできたかと思っております。ただ、3日間とも天気あまりよろしくない状況がございまして、参加数自体はあまり多くございませんでした。十分な周知という面を目標というふうにしますと、その部分までは至らなかったと思っております。新年度に再度市民説明会を考えている部分もございまして、4月から広報おたるで、なるべくやわらかいわかりやすい形で自治基本条例の連載なども予定しておりますので、そういった形で浸透を図っていきたいと思っております。

### ○（総務）企画政策室長

補足させていただきますけれども、中島委員に来ていただいた初日のいなきたコミュニティセンターのときは、私どもの進め方にちょっとまずい面がありました。どういう面がまずいかというと、大体 1 時間半の予定をしてございましたけれども、私どもから大体 1 時間ぐらい説明させていただいて、その後のやりとりで、御案内した文書にはまちづくりについて一緒に考えましょうというのが 3 点目の議題として挙げていたのですけれども、その辺で、今回来ていただいた方は、自治基本条例についてかなり意識の高い方が来ていただいたのかと思っております、うちのほうで反対にこんな部分で御意見をいただきたいですけれどもという形で、初日は進めたのです。そういう部分で、来ていただいた方から、進め方について御意見をいただいた部分がございます。そのため、銭函市民センターとか塩谷サービスセンターではなるべく市民の皆さんから意見をいただけるような形で進めましたけれども、初日はそういう形で進め方がちょっとまずかった部分があったという部分で反省はしております。

### ○中島委員

私もそのいなきたコミュニティセンターの説明会に参加しましたがけれども、新年度の予算は 70 万円で、先ほどの説明ではリーフレットの作成が 35 万円、それから引き続き周知の予算として 35 万円という中身でした。

それで、ワークショップという言葉も聞かれましたけれども、確かに周知不徹底と言われたら、人数から見たらまだまだ課題はあるのですが、新年度の取組の後半の 35 万円も、自治基本条例そのものの周知が目的という、そういう取組になるのでしょうか。

### ○（総務）企画政策室佐藤主幹

自治基本条例の周知に係る説明会という部分ですけれども、条例の内容の周知というのが主な目的ではございませんけれども、自治基本条例自体の中身が情報の提供ですとか市民参加、それから説明責任ということを掲げてございます。そういった部分から、市政に関しまして市民の皆さんの御意見を反映する必要があるという場合ですとか、自治基本条例の説明とあわせて施策に関する説明ですとか、それから意見交換の場、こういった部分も含めた形、視野に入れた形で考えているところでございます。

### ○中島委員

施策の説明とおっしゃいましたけれども、私は今回いなきたコミュニティセンターの参加者の意見を聞いて非常に考えるところがありました。具体的に説明しますと、町会の方々が町会の代表として聞いてくるということで来た方々が結構いたようです。その方々の一人は町会の関係で参加して、帰ってから町会の皆さんにこの条例はいいものだ、こういうものだと説明をしたい、そう思っているいろいろ聞いていたのだけれども、どうも小樽市は今度こうなるとか、市民はこういうふうになるとか、具体的なものがないということがわかってがっかりしたと、こう言っておりました。それから、もう一人の方は、今回やはりまちづくりの意見を持って参加している方が多いのではないかと、市民の声に対して踏み込んだ何々をしていこうという市の声が聞けたらいいと思う。しかし、聞いている限りでは、ほわんとして精神論だけ言って腑に落ちない気がする。これは率直な御意見です。私はこれを聞いていて、ああなるほどと。市民の方は何を望んでいるかということ、条例そのものの中身を理解すると同時に、この条例によって自分たちと市がどういうふうに変わっていくのかという、その中身を求めているのだということを感じたのです。

今定例会でも、他党派の皆さんからも、予算編成の過程の公開とか行政評価への市民参加など、具体的な項目で意見が挙がっておりますけれども、やはり市民と一緒にまちづくりを進めるということの自治基本条例ですから、では小樽市はこれから何年かけてどんなことを市民に公開していったり一緒に考えたりする仕組みをつくっていくのか。そういう計画というものがあるのか。このあたりで市から計画しているものを今準備する予定があるのかというあたりは、どうでしょうか。

### ○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、準備している計画といたしますか、進め方の部分ですけれども、確かにこの自治基本条例自体が理念条例という部分がございます、条例自体に具体的に手法を規定した部分というのは出てきてございません。条例の意義といたしましては、三つの基本原則がございますけれども、これを基本といたしまして、従来から行ってきた取組、これをまず成長させていくということが一つ、それからさらにそれを膨らませて新たな取組をつくり出していく、こちらが大切であると考えております。

具体的な取組の事例といたしましては、現在、広報誌ですとかホームページ、回覧板、こういったもので例えば情報の提供を行っておりますけれども、内容に応じて複数組み合わせる形で周知を行うですとか、それからホームページに関していいますと、どうしてもリアルタイムで追いついていない部分もございます。ですから、こういった部分、市民が必要としている情報をホームページで情報力の強化という部分も必要であると考えていますし、先ほど申し上げましたけれども、市民の皆さんと直接意見を交換するような場、こういった設定も重要ではないかというふうに思っております。

それから、市民参加の部分についても、例えばですけれども、審議会の部分、市民委員の積極的な公募ですとかパブリックコメント制度の充実、例えばパブリックコメントの閲覧場所をもっと拡大していくとか、それからその周知の強化、こういった部分も考えていかなければいけないと思っておりますので、今は具体的な計画という形でのものではできておりませんが、こういった部分を踏まえて組立て、構築をしていきたいと思っております。

### ○中島委員

私は行政評価とか予算、決算あるいは総合計画、こういうものの中にどうやって市民参加を取り入れていくのかというあたりを、すぐには難しくても、この自治基本条例に基づいてこういうふうに進めていこうという、市の進め方を提示していくことがやはり大事だと思うのです。市議会は議会の報告会を始めていろいろ苦労しながらやっていますけれども、同じように市も取り組む中身をぜひ積極的に明示して、計画的に出していただきたいと思えます。この項目は以上で終わります。

### ◎インフレスライド制について

最後にインフレスライド制についてお聞きします。

2月24日の市立病院調査特別委員会で、新市立病院の新築工事がインフレスライド制の対象になるということが報告されました。最初にこの内容について簡単に説明してください。

### ○（財政）契約管財課長

インフレスライドにつきましては、発注者と受注者が契約時において契約書の約款の中で定めております。内容につきましては、急激な物価の上昇のときに、その物価の上昇部分について支払ができるというもので、具体的にはある意味、受注者と発注者が基準日を決めまして、その基準日以降における残工事における賃金上昇したものの、例えば今回は労務単価ということがメインですが、賃金の上昇部分に対して計算して、当初の契約とその上昇部分の差額の金額を出して、マイナス1パーセントをした金額を支払うという内容となっております。

### ○中島委員

それは、そういう約款に基づいた条項が、一般的なスライド制としてあるわけです。しかし、今回は国が1月30日付けで、この条項の適用を発信しまして、それを受けて北海道が2月13日に関連振興局及び関係機関に実施するようという通知を出しているのです。この通知を受けて、小樽市は要綱も作成したと聞いております。

それで、小樽市の対象となる工事名と予算額について確認します。

### ○（財政）契約管財課長

小樽市の現在の対象工事におきましては、市発注工事、手宮小学校校舎新築工事、この関連工事で4本、その契約金額の合計が10億9,137万円、水道局発注工事、汚水処理施設共同整備事業機械設備工事、これが4億2,000万円

で契約をしております。また、病院局経営管理部の発注工事、これは小樽市立病院統合新築建築工事関連で 6 本、この合計が 85 億 4,335 万 6,500 円の契約金額となっております。

**○中島委員**

この総務常任委員会の所管でいけば、手宮小学校校舎新築工事、これについて、この取扱要綱ができた段階で、受注業者への通知というのはされているのでしょうか。

それと、さらに受注業者から小樽市に対してこの条項に基づいて申告があったときの取扱い、その後の大まかなスケジュール、流れについて説明してください。

**○（財政）契約管財課長**

まず、小樽市としましては、3 月 3 日、市長部局は市長決裁を受けましてインフレスライドの適用をさせていく、そして取扱いの中身もある程度確定させております。同日付けで、まずは受注業者に対して書類で、小樽市もインフレスライドを適用しますので、この条項を適用したい業者の方は今後請求をしてくださいという文書を通知しております。その後、業者からも問い合わせはございますが、現在、正式な請求というものはございません。このような現状でございます。

スケジュール的に、どういうフローでやっていくのかということになりますが、基本的には業者がスライド協議の請求という申出を市に出してきます。それから、14 日以内に基準日をいつ時点にするかという話合い、それと 14 日以内に出来高の数量の確定をします。それに基づきまして、その基準日でこれだけできたというお互いの考え方、協議が調いまして、その後、今度物価指数がどれだけ上がって、どういう品目でどれだけ上がったから幾ら増額だというような協議が開始されます。これについては、出来高ができてからスライドの確定までの期間というものとは定めはございません。ただ、適用工事としましては、基準日から 2 か月以上工期を必要とする工事ということがございますので、工期末までにはスライド額の調整というもの結構続くものもあるかと思っております。それでスライド額の協議が決定しましたら、お互いに契約変更いたしまして、金額を確定して、小樽市が支払うというスケジュールになっております。

**○中島委員**

これらの 3 事業に対する受注者からの申請額、計算式が示されておりますが、教育委員会の所管、学校のほかに二つあるわけですが、これらもあわせてそれぞれ幾らぐらい業者から申請が来るだろうかと、そこら辺の見込みについてはいかがですか。

**○（財政）契約管財課長**

あくまでも、これは物価指数をどこに捉えるかということもございまして、現段階では幾らぐらいになるかという数字というものは、算定は難しいということ聞いております。

**○中島委員**

そうはいつても、協議を開始してから 14 日以内に出来高決定という、そういう基準があるわけですから、申請されたらもう必死で計算しなければならないのです。そういう意味では、ここで、今、業者の申請がない中で数字を示すわけにいかないとおっしゃるのでしたら、一般的にいつて人件費相当分というのは工事費の 20 パーセント、総工事費の残期間、これはもう 2 月 3 日にさかのぼって残期間を設定するということになっていきますから、それをあわせてスライドして、それこそ比例して残りの工事費は幾らになるか。それに 20 パーセント掛ける。そうして出てきた額に対してそのうち 1 パーセント分は受注業者の負担とされるという、こういう数字まで決められておりますから、この 1 パーセントを超えた場合には、小樽市の負担が発生するということとなります。この 1 パーセントを超える請求額になる見込みがあるのかどうかというあたりは、教育委員会はお答えできますか。

**○（教育）総務管理課長**

工事担当課につきましては建設部の建築住宅課でありまして、本日の委員会には出席してございませんので、事

前に聞いてまいりました内容でお答えいたします。インフレスライド条項が適用になった場合の請負額の増額についてですけれども、基準日時点における出来高数量の確認や単価の入替え作業などに時間を要することから、現段階ではまだ算定できないというふうに聞いてございます。

○中島委員

1 パーセントの問題はどうですか。

○（財政）契約管財課長

私から建築住宅課に確認したところ、あくまでも推測でございますが、学校関連は4本とも1パーセントを超えるのではないかと回答をもらっております。

○中島委員

超えるのです。ですから、国がわざわざこういう中身を出しているのです。なぜ答えたくないのかよくわかりませんが、そういう意味で新たな建設費負担が発生するということが考えられるわけです。額が決定した後は、この額についてどういう扱いになっていくのかということです。私は議決案件として、1億5,000万円以上の契約の変更ということになるわけですから、いずれも今の3事業はこの1億5,000万円を超えて契約のし直しです。そうなれば、契約管財課長が「まあわかりませんね」と言っているようにいいのかどうかと心配しているのですが、そういう点でこの額が決定した後の動き、扱い、それはどういう流れになりますか。

○（財政）契約管財課長

まず、市長部局で言いますと、契約金額が1億5,000万円の工事につきましては議決が必要ということになっております。その該当する工事につきましては、手宮小学校の新築工事、本体工事だけでございます。そのほかの機械設備や電気、外構工事は、現在1億5,000万円を超えてございません。ですから、契約については市長部局で契約して、議決を得ていないというのが、まず現在の姿です。

ではスライド額が上がったことによって、今1億5,000万円以下の工事が1億5,000万円を超えるのかどうかという事は、これは先ほども答えたように、現段階ではその数字というものは幾らになるかわかりませんので、お答えできない部分ですが、一般的にまず予算との絡みでいきますと、既存予算がどのぐらいの余力があるのか私はわかりませんが、やはりまず額がどのぐらいになるのだろうという確定作業が原課と業者との間で作業が進められるものと思います。その中で、まず予算が既定予算の範囲内であればその中でできるし、それで予算を超えてしまう形であれば、契約する前に当然補正予算を議会にお願いするケースも出てくるかと思っております。結果的に1億5,000万円以上、当然本体工事についてはもう1億5,000万円を超えていますから、それについては議決案件で金額の変更の議案を提案しなければならないということになるかと思っております。1億5,000万円を超えない工事につきましては、予算がつき次第、契約変更を進めていく形になるかと思っております。

○中島委員

今回は労務単価の上昇ということで資材と労務単価ということですが、この5年間、労務単価は普通作業員でどういう変化になっているのか。資材ではコンクリート、鉄筋で、それぞれこの5年間の上昇ぐあいについてお知らせください。

○（財政）契約管財課長

労務単価の上昇でございますが、平成22年度、普通作業員の労務単価がその当時1万800円でした。そして、今年度4月以降に適用される予定の労務単価が1万3,500円でございます。割合からしますと、22年度に対しての金額は25パーセントアップになっているという形になると思っております。

資材関係でございます。資材の単価については公表されておりませんので、金額はここでは数字を申し上げることはできませんが、まずコンクリートですが、22年度当初の金額の割合を100とした場合、26年度の4月は14パーセント増というのが平均的な資材単価の上昇率ということを知っております。また、鉄筋でございます。鉄筋13ミリ

の鉄鋼でございますが、これも22年度当初を100とした場合、今年度の4月では10パーセントのアップになっているという数字が示されております。

○中島委員

自治体がこの労務単価と資材の上昇分として発注している公共工事が受注業者から要請があって増額した。その増額分の支出が労務費にどのように反映されたか、確認するシステムは示されているのですか。

○（財政）契約管財課長

基本的に工事の契約においては請負契約といたしまして、その単価分、例えば労務費が1万円上がったから業者に1万円払いなさいというシステムではございません。あくまでもその建物が1億円でできるのであれば1億円で建ててください、あと労務費、機械、資材等の内訳は基本的には問わないというのが基本の契約でございます。ただ、今まで積算というものは、あくまで幾らぐらいの工事だろうということで労務費等そういうものを積算して基準としてございますが、契約の種類としましては、請負契約というものはそういうものが前提の中で、今回、労務費の上昇部分というものを基にインフレスライド条項をやっていますが、その金額を業者に使用人にきちんと還元しなさいというシステムはなっておりません。

○中島委員

今回、手宮小学校の校舎新築工事に予算として9億3,747万円が計上されておまして、国庫負担が4億4,400万円ついております。今回、インフレスライド条項が適用になったときに、このスライド額についても国庫補助が入るのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

一昨日、道教委の担当部局に電話で確認をいたしました。その内容でございますけれども、この国庫補助金額は国の補助単価を使用して計算した実際には定額のものであり、インフレスライド条項が適用になった場合の事業費の増額であっても、その分を追加することにはならないということでございました。

○中島委員

今回調べてみたら、確かにこの補助金の適用規格は、面積に対する補助という仕組みで、スライド制とはちょっとリンクしないというふうに私も確認いたしました。しかし、国が今回スライド条項を非常に急激な勢いで市町村に徹底する仕組みになっているのですよ。公共事業の入札不成立が全国的に発生している。この対策としてインフレスライド条項が指示され、国が発令した日に基づいて、2月3日にさかのぼって工事残量を確認して、受注業者が申請してから協議会を開いて、基準日から2週間以内に決定すると、非常に性急で強行な政府の姿勢を感ずります。なぜ今そんなに急いでやるのだろうかと思うぐらいですが、私たちは今の説明でわかるとおり、本来、物価や労働賃金の上昇に対する比例した引上げは当たり前のことですが、インフレスライド条項そのものの目的である労務単価への反映が確認されない。そして、主導する国は一銭のお金も負担しない。こういう中で一つの自治体で幾つもの対象を持ったときに、新たな自治体負担は増えていくわけです。こういうことに積極的に国が主導する以上、やはり役割を果たして予算措置するべきではないかと、私は思います。

そういう点でぜひ市町村の段階でも意見を上げて、このままどんどんお金を出すだけの余裕があるのかといえば、繰り返し、今回、国の指示に基づいて計算した地方交付税も4億円を下回るという深刻な事態になっているわけですから、この国のやろうとする政策が本当に生きるのかどうかという点では、労務単価に反映する確認はできないとおっしゃっている。せっかくやったこの中身も成功するかどうか甚だ心配な側面があるわけです。小樽市として国にきちんと国庫補助を要求すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）総務管理課長

私からは学校のこの件に限ってお答えしますが、今後の状況を見ましてその必要性があると判断しましたら、機会を捉えて要望というのはしていきたいとは思っております。

○小貫委員

◎就学援助について

それでは、就学援助についてお伺いします。

消費税増税に伴うことで、就学援助に関連して文部科学省の方針が出ていると思いますので、説明してください。

○（教育）学校教育課長

文部科学省では要保護者に対する就学援助について、本年 4 月からの消費税増税を踏まえ、要保護児童生徒援助費補助金、つまり国庫補助における予算単価の引上げを予定しております。

また、このことを踏まえ、市町村が実施主体である準要保護者に対する就学援助につきましても、地方財政措置を拡充して、平成26年度予算案を計上することとしておりまして、国庫補助の予算単価の変更などを考慮し、適切な支給額の設定などを行うよう求められているところであります。

○小貫委員

それで、新年度予算案では反映されているのか説明してください。

○（教育）学校教育課長

国庫補助における予算単価のこの引上げにつきましては、本年 1 月に北海道教育委員会を通じて国の予算案として示されたところでありまして、本市においては新年度の予算作業がおおむね終了している段階でございましたので、提案させていただいています現在の予算案においては、現行の、つまり引上げ前の予算単価に準拠して算定しているところでございます。

○小貫委員

しかし、文部科学省がこう言っているわけですから、支給に際しては文部科学省が示している単価にすべきではないかと思えますけれども、いかがですか。

○（教育）学校教育課長

本市が実施しております就学援助につきましては、これまでも国庫補助の予算単価を基準として支給額を定めておりますので、これまでと同様に国庫補助の新しい予算単価に準拠する方向で、市長部局と協議してまいりたいと考えております。

○小貫委員

そうすると、予算が足りなくなることが懸念されるのですけれども、補正を組むということによろしいのでしょうか。

○（財政）財政課長

そういう要求が上がってきたら、対応してまいりたいと考えております。

○小貫委員

よろしく申し上げます。

◎北海道新幹線新駅周辺のまちづくり計画について

次に、（仮称）北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画策定事業費について質問します。

事業内容ごとの事業内訳を説明してください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

事業費につきましては委託事業ということになるわけですが、ワークショップや現況把握などをするためのまちづくり計画策定業務、それから市民からは新幹線のまちづくりについて広く意見を聞くための市民アンケート調査、新駅付近の交差点の交通量や車の流れを調査する交通量調査ではありますが、消費税の税率がアップすることや労務単価も上昇することもありまして、現在、内訳については精査しているところでございます。これはあく

までも予定ですけれども、それぞれ額を申し上げますと、まちづくり計画策定業務、これはワークショップを含めていますけれども、これはおよそ600万円、それから市民アンケート調査、それと交通量調査、これにつきましてはそれぞれ300万円程度で考えております。

○小貫委員

それで、市民アンケートについての内容と対象の規模についてお答えください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

アンケート内容につきましては、委託業務と相談しながら今後決めていくこととなりますが、新駅を設置することになりますので、その周辺の土地利用、それから施設等の規模・機能、交通アクセスなどについてのアンケートが考えられます。

また、規模については現在のところ、市民ですとか観光客、それから事業者、あと小学生などにPR事業も行っていきますので、それを利用してアンケートもしたいということで、2,000枚程度の配布を考えており、市における他のアンケート、そういったことも参考にしながら、最終的に決定していきたいと考えております。

○小貫委員

2,000枚と聞いて驚いたのですけれども、もっと広く行くべきではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

今回のまちづくり計画につきましては、新駅周辺ということもございまして、地域でいうと部分的な整備ということになりますし、また他の市におけるアンケート調査、そういったものも参考にしたいと思っておりますので、その程度でいいますと、大体このくらいの規模でいかと考えております。

○小貫委員

莫大な財政負担がやはり市民全体にかかってくるわけですから、これは先ほど安齋委員も言っていましたけれども、そういう負担をかける以上、欲を言えば、全市民を対象にやっていくべき内容ではないかと思えます。

そして、同時にこの内容についてですけれども、まちづくりというだけではなくて、その新幹線そのものの札幌延伸についても、ぜひ質問項目について入れていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

アンケートの内容に札幌の延伸をするかどうかということを入れるかということについてなのですが、これにつきましては、今回のアンケートにつきましては、あくまでもまちづくり計画ということについてアンケートすると。先ほども申しましたけれども、周辺の土地利用ですとか施設等の規模・機能、交通アクセス、こういったものについてのアンケートというふうに考えておりますので、新幹線が札幌まで延伸する必要があるかとか、そういったことについては、今さら質問はしないというふうに考えています。

（「今さら、今さら」と呼ぶ者あり）

○小貫委員

こうやって新駅がつくられることによって、JR小樽築港駅周辺、新小樽駅周辺、JR小樽駅という三つの拠点が、要は駅ができるわけなのですけれども、市全体のまちづくりの影響、これをどのように考えているのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

現時点では、例えば新駅をつくることによって、もう一つ核ができるということで、三つの拠点あるいは三つの核ができるというおそれがあるかと思うのですけれども……

（「おそれなのですか」と呼ぶ者あり）

現時点では基本的な考えといたしましては、新駅周辺に新たなまちの核をつくるということではなくて、新幹線を通し、新駅を交通の結節点ということにしまして、新たな人の流れをつくって、既存の商店街、それから観光地

などの活性化につなげていきたいと、そのように考えております。

**○小貫委員**

今度はそうすると J R 小樽駅よりも、J R 南小樽駅のほうが近くなります。構想についても、結局若松のあたりだとか奥沢十字街のあたりの整備という話を書いてありますけれども、そういうことになると J R 小樽駅周辺、この経済的又は商店への影響というのが心配されるのですけれども、それについてはいかがですか。

**○（総務）新幹線・高速道路推進室長**

確かに J R 南小樽駅というのは新駅から一番近い駅ではございますけれども、やはり観光客の目的ということから考えますと、運河周辺あるいは、小樽駅から中心市街地を回ってもらうということを考えますと、やはり動線をどうつくるかということになります。その辺も検討しながら、どこにどういうふうな交通の流れを持っていくかということについても検討していきたいと考えております。

**○小貫委員**

それで、この策定について不安なのが、平成18年の北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備構想がベースになるかと思うのですけれども、この当時の人口が14万人、今が12万7,000人で約1万3,000人、大体岩内町だとか倶知安町が丸ごといなくなっているという現状です。そういうことを考えると、本当に一から作り直すという形にならざるを得ないかと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

**○（総務）新幹線・高速道路推進室長**

今の考えでは、ある程度やはり構想ということも前につくって、皆様にもお話ししているということもございませぬので、構想はある程度参考にしながら、新しいものをつくっていききたいというふうに考えています。

**○小貫委員**

そうしたら、構想どおり住宅地もつくっていくということになると、天神小学校も向陽中学校も、向陽中学校はまだ学校適正配置の結論はわからないですけれども、天神小学校もまだわかってはいないのですが、そういうこととの関係で大丈夫なのかという不安があるので、これについてどう思っているかお答えください。

**○総務部長**

具体的にまだ土地利用構想といいますか、決まっていないわけですが、これは教育部ともお話をさせていただいておりますので、仮にそこに住宅地区というエリアができてくると、当然学校がなければ人は張りつきませぬので、まちづくりの観点からも学校適正配置は考えていただきたい、こういうことでお話はさせていただいております。

**○委員長**

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。